

令和元年第3回砂川市議会定例会

令和元年9月11日（水曜日）第3号

○議事日程

開議宣告

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案第 8号 砂川市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 3 議案第 9号 砂川市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 4 議案第10号 平成30年度砂川市一般会計決算の認定を求めることについて
- 議案第11号 平成30年度砂川市国民健康保険特別会計決算の認定を求めることについて
- 議案第12号 平成30年度砂川市下水道事業特別会計決算の認定を求めることについて
- 議案第13号 平成30年度砂川市介護保険特別会計決算の認定を求めることについて
- 議案第14号 平成30年度砂川市後期高齢者医療特別会計決算の認定を求めることについて
- 議案第15号 平成30年度砂川市病院事業会計利益の処分及び決算の認定を求めることについて
- 日程第 5 報告第 1号 平成30年度砂川市健全化判断比率の報告について
- 日程第 6 報告第 2号 平成30年度砂川市下水道事業の資金不足比率の報告について
- 報告第 3号 平成30年度砂川市病院事業の資金不足比率の報告について
- 日程第 7 選挙第 1号 砂川市選挙管理委員会委員の選挙について
- 日程第 8 選挙第 2号 砂川市選挙管理委員会委員の補充員選挙について
- 日程第 9 報告第 4号 監査報告
- 報告第 5号 例月出納検査報告
- 日程第10 意見案第1号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書について

閉会宣告

○本日の会議に付した事件

増井浩一君
沢田広志君
小黒弘君

北谷文夫君
辻 勲君

○欠席議員（0名）

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂川市長	善岡雅文
砂川市教育委員会教育長	高橋 豊
砂川市監査委員	栗井久司
砂川市選挙管理委員会委員長	其田晶子
砂川市農業委員会会長	関尾一史

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副市長	湯浅克己
病院事業管理者	平林高之
総務部長 兼会計管理者	熊崎一弘
市民部長	峯田和興
保健福祉部長	中村一久
経済部長	福士勇治
建設部長	近藤恭史
建設部技監	小林哲也
病院事務局長	朝日紀博
病院事務局審議監	山田 基
総務課長	東 正人
政策調整課長	井上 守

3. 砂川市教育委員会教育長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教育次長	河原希之
------	------

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監査事務局長	山形 讓
--------	------

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選挙管理委員会事務局長	熊崎一弘
-------------	------

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農業委員会事務局長	福士勇治
-----------	------

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事	務	局	長	和	泉	肇			
事	務	局	次	長	川	端	幸	人	
事	務	局	主	幹	山	崎	敏	彦	
事	務	局	係	長	斉	藤	亜	希	子

開議 午前10時00分

◎開議宣告

- 議長 水島美喜子君 ただいまから本日の会議を開きます。
議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
直ちに議事に入ります。

◎日程第1 一般質問

- 議長 水島美喜子君 日程第1、一般質問を前日に引き続き行います。
中道博武議員。

- 中道博武議員 (登壇) おはようございます。通告に基づきまして大きく2点について一般質問いたします。

大きな1、高齢者運転について。最近高齢者による運転ミスで起こす事故が多発する中、免許証の自主返納がふえている状況にあります。地域によっては日常の生活に移動手段として必要不可欠な方が多いと思います。そこで、高齢者の運転環境の対策が必要と考えますので、以下について伺います。

- (1) 免許証の自主返納の状況と対応について。
- (2) 高齢者への安全運転の啓蒙と研修について。
- (3) 安全装置の普及と支援について。

大きな2、自転車安全運転条例の制定について。自転車といえども、軽車両として道路交通法にのっとり、乗らなければなりません。自転車で歩行者をはね、死亡させ、多額の補償を要求された事故、自転車の無謀な運転で車とぶつかり、自転車側に過失があるという事故など、悲惨なニュースが報じられたこともあります。私の周りでも無灯火や、道路標識を無視し、飛び出したり、冬道で自転車に乗られる方が見受けられます。自転車に乗られる方自身、みずからの生命を守ることをしなければならぬと思います。市や警察ではパンフレットなどで注意、指導されておりますが、末端まで十分浸透されていないように思われます。条例の制定によってさらに指導に力を入れるべきと考えますが、市の考えを伺います。

- 議長 水島美喜子君 市民部長。

- 市民部長 峯田和興君 (登壇) 大きな1、高齢者運転についてご答弁申し上げます。

初めに、(1) 免許証の自主返納の状況と対応についてであります。市内における免許証を自主返納された数値は、統計的なものがないため把握しておりませんが、市では運転に不安のある方の運転免許証の自主返納を促進し、交通事故の減少を図るため、運転免許証を自主的に返納した方に支援品を進呈する運転免許証自主返納サポート事業を平成29年4月より実施しており、自主返納サポート事業での自主返納の状況は、事業開始年度の平成29年度では申請者が74人で、年齢層は80歳代が最も多く36人、約49%、

次いで70歳代が25人、60歳代が8人、ほかには90歳代、50歳代の方であります。平成30年度の状況では、申請者数が81人で、年齢層は80歳代が最も多く42人、約52%、次いで70歳代が29人、60歳代が7人、90歳代の方も3人となっております。運転免許証自主返納サポート事業は、警察署や運転免許試験場で免許証の返納手続を行った後に市役所で運転免許取り消し通知書などを持参し、申請していただくもので、免許証を返納する際には警察署において運転免許証自主返納サポート事業の内容をチラシなどで説明していただくなど連携を行うとともに、広報紙やホームページで広く周知を図っているところでございます。

続きまして、(2)高齢者への安全運転の啓蒙と研修についてであります。高齢者に対する交通安全対策は、現在老人クラブへの交通安全教室、ひとり暮らし高齢者宅訪問指導、夜光反射材の配付や高齢者指導の日街頭啓発などを実施しており、主に高齢者の歩行時における交通安全対策を推進してきているところであります。一方、自動車学校において、70歳以上の高齢運転者を対象に、高齢者に見られる身体機能低下の状況を運転適性検査や運転技能により適正に判断し、運転に必要な操作を的確にできるように指導を行う高齢運転者教育や70歳未満の高齢者講習など、高齢運転者に対する教育を実施しております。最近では高齢者による運転ミス等での事故が多く発生していることから、今後は高齢者の安全運転に関する啓蒙、指導等について警察署とも連携しながら強化してまいりたいと考えております。

続きまして、(3)安全装置の普及と支援についてであります。警察庁では高齢運転者の主な交通事故原因は安全不確認や前方不注意、予測不適による判断の誤りによるほか、ブレーキやアクセル操作の不適切などによる操作上の誤りなどであると指摘しており、自動ブレーキやペダル踏み間違い時加速抑制装置等の先進安全技術の活用は高齢運転者による交通事故の防止及び被害軽減に有効な対策の一つであるとし、民間と連携して普及啓蒙に取り組んでいるところであります。また、自治体の中には自動車のペダル踏み間違い防止装置に関する補助制度を導入するところも出てきている状況にもあります。一方で、安全運転サポート車は正しく運転すれば安全性が高いところですが、条件によっては装置が作動しない、操作方法や運転装置に対する理解不足による事故も懸念されるところから、今後の国や北海道の動向、先進的に助成している自治体の状況などについて調査していきたいと考えております。

続きまして、大きな2、自転車安全運転条例の制定についてご答弁申し上げます。

自転車は、幼児から高齢者まで幅広い層が多様な用途で利用できる交通手段で、特に近年は日常の移動のほか、健康意識の高まりや観光振興の活用などを受け、利用が拡大しています。その利用拡大に伴い、歩道上でのスピードの出し過ぎや交差点での飛び出しといった交通ルールを守らず、危険な走行をする状況が見られることから、平成27年6月1日に改正道路交通法が施行され、危険行為を繰り返す自転車運転者に安全講習受講の義務

化や交通ルール、運転マナーの向上のための取り組みが強化されました。

また、北海道においても、平成30年4月1日に自転車の活用及び安全な利用の推進に関する施策を総合的に推進し、環境への負荷の低減、道民の健康の増進、観光の振興等に資することを目的に北海道自転車条例が施行されたところでもあります。北海道自転車条例では、自転車利用者には乗車用ヘルメットの着用や自転車損害賠償保険等への加入について努力義務が課されているほか、自転車貸付業者等には自転車損害賠償保険等への加入が義務化され、安全利用に関し総合的な推進を図っているところでもあります。市では、改正道路交通法や北海道自転車条例制定を踏まえ、現在自転車の交通ルールやマナーについて広報紙やホームページへの掲載のほか、毎年町内会に回覧をお願いしている交通安全家庭新聞に掲載、小学校青空交通安全教室では自転車の乗り方の指導、市内中学校やスーパーの駐輪場等で自転車側面に装着する反射材を配付するなどを実施し、自転車の安全運転の啓発に努めているところでございます。

市として条例を制定することにつきましては、北海道の自転車条例に基づき、自転車関連施策を進めているところでもありますので、現在のところ制定する考えはございませんので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長 水島美喜子君 中道博武議員。

○中道博武議員 それでは、一つ一つ再質問させていただきます。

まず、高齢者運転の関係で(1)免許証の自主返納の状況と対応についてということでもありますけれども、るるサポートとしていろいろと事業を組んでおられますけれども、要は足がなくなるということで、外出に非常に苦慮するところでもあります。そのためにも乗合タクシーなどというものを利用すればいいのですけれども、乗合タクシーの場合につきましては、高齢者や体の不自由な方の動きが非常に遅いということから、乗りおりに非常に苦慮しているところがあって、先に乗られているお客さんや運転手にとって非常に迷惑をかけていることがあってなかなか使いづらい。それとまた、おける場所が限定されていることから、なかなか使いづらいという面があります。私も老人クラブの活動をちょっとお手伝いしているのですけれども、その中で免許返納してしまうと活動に出てこれない。実際に免許証を返納された方が出てきていない状況であります。今社会的な問題となっているひきこもりみたいな形になってしまっている状況であります。そんな状況の中で、外出できるような機会を持たせなければ、健康面に関してもいろいろな面で悪い方向に向いていくのかと、そんな感じがします。

そこで、例えば免許経歴証明書等々がありますと、それを提示することによってタクシー料金を10%割引しますというような協力企業もあるようでございます。そのような形で何かしら外出するためのサポートができないのだろうか、そんなことも考えておりますけれども、乗合タクシーのほかにそういった別な面で個人的にタクシーを使えるような状況をつくれるかどうか、考えられるかどうか伺いたいと思います。

○議長 水島美喜子君 市民部長。

○市民部長 峯田和興君 高齢者の運転免許証を返納した後の足の確保というようなご質問でございます。市では、交通弱者の生活交通の確保ということで乗合タクシー事業を行っておりますが、乗合タクシー事業におきましては市内8カ所にあるまちなかの乗降地に大体およそ30分程度で到着するように3エリアを区分して運行しているというようところで、割かし時間的な制限もあるようなところがございます。ただ、これについては、自宅からということで比較的乗りやすい部分と低料金というようところでもございます。また、従前から行っております非課税の部分で在宅の75歳以上の高齢者の方に毎年交付される敬老ハイヤー等においても、平成29年度から乗合タクシーを利用できるように改正しているような状況でもございます。現在までそういうところでやっておりますので、現状はこの制度を周知するなりで続けていこうというところがございますけれども、今国でも高齢者事故による運転免許証返納をある程度啓発していくというようところがございまして、今後ほかのまちでどのようなものを行っているかをいろいろ確認しながら調査していくというようことはしていきたいとは考えております。

○議長 水島美喜子君 中道博武議員。

○中道博武議員 今ほど説明がありましたように、高齢者福祉券、タクシー券ですか、それぞれの金額的にいいますとせいぜい乗っても10回乗れるかどうかという状況にあります。先ほど乗合タクシーというのも言っていましたけれども、要するに老人クラブ等々については市内の集会所あるいは会館を利用して活動しているわけですが、乗合タクシーではそこはとまらない。一般的なタクシーを使うわけなので、回数的にいったそのぐらいでは年間を通してはなかなか利用できない。結果的に自己負担になる。そこまでいくと、面倒だなというところから、どうしても出てこなくなってくるというような状況であります。できるだけそういう形でなくて、先ほど申し上げたように経歴証明書等々があることによって協力いただけるタクシー会社等々について割引できるようなシステムづくりということも考えられるのかと、そんな感じでございます。これもまた高齢者のひきこもりをなくすということは、所管がかわって、ずれてきますけれども、健康維持のためにも大変必要なことだと思っておりますので、若干ここを含めながら検討していただければと、そんな感じでございます。

続いて、(2)について、高齢者への安全運転の啓蒙と研修について伺いたいと思います。高齢者が免許を受けるためには3年ごとに1度の適性検査を受けるわけですが、また途中で事故でも、あるいは違反をするとその都度適性検査を受けるということを警察のほうで聞いております。しかし、3年間のうちに高齢者の方は体調が変わるといふか、体質が変わるとか、異常がある場合に、なった場合に事故につながるという可能性もありますので、できれば1年に1度は必ずそういう検査が受けられるような環境づくりと、先ほど言いました安全運転の講習、あるいは方法等々の機会を多く設けていただけるような

形をとれないだろうか。また、運転シミュレーターがあるのですけれども、これらも道警では貸し出しもしているようでもあります。そんなのも使いながら、常に運転の適性がはかれるような機会を持たせるような環境づくりをしていただければと思います。

また、安全講習の中では、高齢者が昼間のライトの点灯だとか、あるいは方向を指示する場合には早目にするとか、そういう講習等々も必要になってくるのではないかと思います。そして、先ほど説明の中に高齢者に対して反射シールを配付しているというような話もありますけれども、反射シールの粘着力が弱くて、すぐ剥がれるというようなクレーム、苦情もあるようですけれども、その辺も改良していただければと思いますけれども、これは余談になりますけれども、とりあえずそういった機会というか、もう少し積極的に高齢者に対する安全指導、運転講習等々の機会を多く設けてほしいと思います。それについて伺いたいと思います。

○議長 水島美喜子君 市民部長。

○市民部長 峯田和興君 高齢者の運転の安全教育なり研修というところのご質問でございます。調べましたところ、砂川自動車学校では運転免許を取得された方で運転経験が少ない方や気候、地形、その他地域の特性に応じた運転に関する技能及び知識を習得しようとする方のための法律に義務づけのない任意でいつでも受けることができる高齢者安全運転講習や高齢者の安全運転教育というような制度があり、特に高齢者安全運転講習を受講すると免許更新時の講習が免除となることから、受講者が非常に多いというような状況も聞いております。自動車学校でこういうものを行っているというので、市でもこれらの安全運転教育の講習について自動車学校との協議も踏まえ、こういう内容を周知するというようなものも1つなのかなと考えております。

また、現在老人クラブの交通安全教室では、これは歩行者のほうの事故防止の対策を中心に実施してきたところですが、これにつきましても高齢者の運転のほうに、この講習なりについて、この教室については警察署の方も来ていらっしゃるようですので、警察とも連携しながら安全運転の教室に努めていきたいというようなところでもございます。

また、北海道警察でドライビングシミュレーターという、運転模擬装置ですか、これを活用した参加体験実践型教育を行っているところで、これについては台数が少ないというようなところも聞いているところでございますが、実際に札幌の老人福祉センターでの実施や岩見沢では女性ドライバー部会での講習もやったというようなところでもございますので、もし市内でそのようなシミュレーターを利用した安全運転教育の実施を要望するようなことがあれば、市としても警察等に相談しながら、いろいろな対応をしていきたいと考えております。

○議長 水島美喜子君 中道博武議員。

○中道博武議員 ある程度対応していただけるということで了解しますが、3年に1度の適性検査というのですけれども、聞いてみますと結構混み合っていて、申し込んでも

1カ月待ち、ひどいところでは3カ月待ちというような実態でもあるようであります。ですから、なおさら3年に1度ではなくて毎年そういう適性検査をみずから受けられるような環境づくりをしていただくことによってさらに安全運転につながっていくのだろうと思いますし、さらには先ほど一番最初に申し上げたように免許の返納の機会というのも与えられるきっかけにもなるのだろうと思っています。そういったことから、検討していただいて、充実させた内容にしていただければと思っています。

それでは、(3)の安全装置の普及と支援について伺います。昨年の警視庁によるデータでありますけれども、10万人当たりの換算でいきますと、75歳以上と75歳未満と分けてみますと、75歳未満を1として、75歳以上の事故を起こした確率といいますと大体2.4倍、さらにはそのうちの事故の中でブレーキとアクセルを踏み間違えたという方は75歳以上で75歳未満から見ると5倍近くになっているという状況がデータの的にはあります。

そんな状況の中で、先ほど言いましたようになかなか免許証の返納の無理な方、なかなかできないというような方々について安全装置のついている新型車にかえられることが簡単にできればいいのですけれども、なかなかそこまでいかない。そうなっていきますと、部分的にアクセルの踏み間違い等々を防げるような安全装置が今出回っております。そういったことについて啓蒙しながら、取り付けについて市としてある程度の支援ができるといいと思っています。価格的には、場合によっては車種にもよるのですけれども、作業費込みで4万円前後からあるといいます。取り付けられない車種もありますけれども、そういったことで進めていくことも必要かと思っています。

ある地方自治体の中では、65歳から80歳まで限定して支援しているところがあります。80歳以上は常に免許返納を義務づけるために、あえて支援していないという自治体もありますし、それらのことを考えますと何かしらそういったことができればいいのかと。また、将来的には公安委員会等々につきましてはそういう安全装置のついている、3点です。自動ブレーキだとか、蛇行、逸脱を防ぐとか、そういう装置のついている車でないと高齢者は乗れなくなるだろうというお話もあります。そのようなことから、経済的に厳しい方もいらっしゃいますので、その辺の支援ができるかについて伺いたいと思います。

○議長 水島美喜子君 市民部長。

○市民部長 峯田和興君 車の安全装置に対する助成というようなお質問でございます。これに関しまして国ではことし6月に交通安全対策に対する関係閣僚会議というところで、高齢運転者の交通安全の緊急対策を決定したところでございます。それによりますと、高齢者の安全運転対策のさらなる推進の中で、安全運転サポート車の普及促進というようなこともうたっております。また、先ほど議員さんの中にもお話がありましたとおり、東京都ではことし高齢者による大きな事故があったところなのですけれども、安全運転支援装置の販売、設置を行う事業者に対して東京都が費用の9割を補助するというような実態も

あるというところでもございます。ただ、実際これに関しまして国でもいろいろな対策を打ちながら、民間とも協働しながら今事業を進めているところではございます。現在のところ国からその対策についての具体的な内容は示されていないところではございますので、市としてはこのような国の動向を注視するとともに、北海道の動向や先進的に実施している自治体、全国的にはそういう助成をしているまちもありますので、まずはその自治体についての状況等について調査をしていきたいと考えております。

○議長 水島美喜子君 中道博武議員。

○中道博武議員 ある程度考えていただけるということでありますけれども、2025年問題、俗に言う団塊の世代が75歳以上になる年代です。そのころになりますと高齢者の運転者人口もだんだんふえていくという状況の中で、早目にそういう対策をとらなければならないだろうと、そんな感じしておりますので、検討いただいて進めていただけることをご期待申し上げて、大きな2番目の自転車安全運転条例の制定について伺いたいと思います。

先ほどの話では道の条例にのっとって物事を進めているということでありますけれども、それは大変結構なことかと思っておりますけれども、先ほども申したように、まだまだ末端まで行き届いていないのが現状であります。ついこの間、3日の日でしたか、私も町場に用事があって出てきたのですけれども、オアシス通りで、2車線ですけれども、片側1車線を半分使って走っている自転車の方がいました。自転車は真っすぐ走るのですけれども、どういうわけかあの人は蛇行して走っていたのです。そうしますと、危険を感じて反対車線を徐行して走ったという、初めてではありませんけれども、逆走行したという経験もあります。そんなことが目立つものですから、徹底した安全指導をしなければならないだろうと。先ほども申したように、パンフレットや一生涯懸命やっておられることは重々理解しました。でも、末端までそういう注意事項が行き届いていない状況にあるということは目に見えるのです。そんなことから、加害者であっても被害者であっても、どちらにしても不幸な問題になりますし、それなりの対応をきちんとしなければならないだろうと思っております。その辺で再度お伺いしたいと思います。

○議長 水島美喜子君 市民部長。

○市民部長 峯田和興君 自転車の乗り方のマナーが悪くて、末端まで届いていないというようなお話でございますが、市といたしましては北海道の自転車条例が昨年4月に施行されたというところで、まだ日も浅いというような状況でもございます。また、調べた中に、財団法人の日本交通管理技術協会が全国の自治体での自転車の安全利用促進に関する条例の制定状況というのがありまして、そこでは全国88の自治体が平成31年4月1日現在で制定という中に、北海道内においては北海道だけというような状況でございます。道内の中では少ない状況にもございます。市としましては、まず現在行っております老人クラブや小学校での交通安全教室や警察とも連携をしながら、警察でも、改正道路交通法

の中でも3年以内に2回以上悪質運転で摘発されれば講習受講が科せられるとかというようなところがございます。今後北海道の自転車条例の部分での市の責務的なところを遵守しながら、啓発等を中心にまずは進めていきたいと考えております。

○議長 水島美喜子君 中道博武議員。

○中道博武議員 今ほど説明を受けました。ありがとうございます。先ほど言いましたように、全国で88というのですけれども、本来でいくともっとあるのです。大体年間全国で十何市町村か、そういう条例をつくってきている状況であります。毎年データをとりますとふえていくのです。北海道の自転車条例のほかに、札幌市では自転車の利用のあり方という形で、それに準じた条例でもって指導しております。そういった状況もありますので、もう少し突っ込んで末端までの啓蒙を進めていただければと思います。

要望を申し上げて私の質問を終わります。

○議長 水島美喜子君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 (登壇) それでは、通告に従いまして一般質問を始めてまいります。大きく1点でございます。

1、受動喫煙防止対策についてでございます。

(1) 路上喫煙禁止について。望まない受動喫煙の防止を図るため、健康増進法の一部を改正する法律が平成30年7月に公布されて、施設類型、場所ごとに禁煙措置や喫煙場所の特定を行うとともに、喫煙可能な場所には掲示が義務づけられました。特に第1種施設である学校、病院、診療所、施術所、助産所、薬局、介護老人保健施設、介護医療院、児童福祉施設、行政機関の庁舎などでは敷地内禁煙となり、2019年7月1日から施行されて、当市でも市役所庁舎、市立病院などにおいて敷地内禁煙となりました。市役所庁舎、市立病院周辺では他の公共施設、高齢者施設、院外の薬局、バス停留所などがあります。そこで、敷地内禁煙だけではなく、市道、歩道においても路上喫煙禁止へと取り組む必要があると思いますが、考えを伺います。

(2) 北海道が実施するおいしい空気の施設推進事業についてであります。この事業の実施主体は各保健所とされ、おいしい空気の施設登録制度の普及を図り、登録施設の公表を行うなど登録施設の管理者などと協力し、受動喫煙防止対策を推進するものですが、砂川市の登録状況や取り組みについて伺います。

(3) 北海道では北海道受動喫煙防止条例、仮称ではありますが、策定に向けた検討を行っており、制定に向けた地域説明会が今後行われる予定となっております。条例が制定された場合、砂川市としてどのような対応、取り組みをされるのか伺います。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

○議長 水島美喜子君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 中村一久君 (登壇) 私から受動喫煙防止対策についてご答弁申し上げます。

初めに、(1) 路上喫煙禁止についてであります。望まない受動喫煙を防止するための取り組みにつきましては、平成30年7月に健康増進法の一部を改正する法律が公布されて、法の考え方がマナーからルールへと変わるとともに、段階的に施行され、令和2年4月1日に全面的に施行されるものであります。この法令等の基本的な考え方は、第1に望まない受動喫煙をなくすこと、第2に受動喫煙による健康への被害が大きい子供、患者などに対して特に配慮すること、第3に施設の類型や場所ごとに定められた対策を実施することであり、既に本年1月24日には国及び地方公共団体の責務とともに、喫煙を行う場所の周囲に対する配慮義務が課せられており、さらに7月1日から多数の者が利用する施設のうち、学校、病院、児童福祉施設等及び行政機関の庁舎の敷地内が禁煙となつたところであります。また、これら以外の多数の者が利用する施設につきましても、経過措置はあるものの令和2年4月1日から原則施設内が禁煙となるものであります。

改正された健康増進法では、喫煙禁止場所以外の場所において喫煙する際でも、望まない受動喫煙を生じさせることがないように周囲の状況に配慮しなければならないとされていることから、路上につきましても同様の配慮義務が課せられているものと考えているところであります。現在、法が段階的に施行されている状況でもあることから、まずは制度の周知に取り組むべきと考え、市ホームページや広報すながわで特集記事を掲載したところであります。

ご質問のありました路上喫煙禁止区域の設定が受動喫煙対策の有効な手法の一つと考えられるところでもありますが、まずはがん対策の中において受動喫煙による健康への影響を取り入れるなど、啓発活動に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

続きまして、(2) 北海道が実施するおいしい空気の施設推進事業についてであります。本事業につきましては北海道たばこ対策実施要領に基づき、公共的施設における受動喫煙防止の取り組みを推進するため、平成14年1月1月から各保健所が主体となって実施する事業でありまして、禁煙や適切な分煙の措置を講じる施設をおいしい空気の施設として登録し、公表などにより禁煙、適切な分煙の措置を講ずるよう促し、禁煙、分煙の社会的な認識の定着を図るものであります。道内の登録状況であります。登録された施設の管理者等の同意を得られた場合にのみ公表されており、砂川市内ではこれまで飲食店6カ所、社会福祉施設1カ所、薬局1カ所、医療機関2カ所、官公庁1カ所の合計11施設が公表されておりましたが、健康増進法の改正に伴い本年7月1日においしい空気の施設推進事業実施要領が改正され、医療機関、行政機関等は対象外となったことから、現在の登録は飲食店の6カ所のみとなったところであります。

本事業につきましては、事業主体である保健所が登録制度に係る普及を図るとともに、施設等へ個別に周知しており、登録を希望する場合、施設の管理者が直接保健所に届け出るものであり、本市といたしましては市内の施設等に対し広く周知してきた経過はござい

ませんが、7月に実施要領が改正されるまではふれあいセンター、子ども通園センターがおいしい空気の施設として登録されていたところでもあります。

続きまして、(3)の北海道受動喫煙防止条例、仮称でございますが、制定された場合の本市の対応及び取り組みについてでございますが、今般道条例の概要が示されたところであり、今月20日から来月10日までの計6回にわたり、道内の各会場において北海道主催による条例制定に向けた地域説明会が開催される予定でありますので、この地域説明会に出席するなど、情報の収集に努めるとともに、今後示される条例の詳細な内容などを精査しまして、取り組むべき施策などについて検討してまいります。

○議長 水島美喜子君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 それでは、まず路上喫煙禁止について、私は今回明確に路上喫煙を禁止しましょうといったことで出させていただいたところでもあります。先ほどの1回目の質問の中にもありましたように、市立病院、さらには市役所周辺とお話をさせていただいたところでもあります。今ほどの答弁をお聞きしていますと基本的には今現在あるものを周知しながら、がん対策として進めていきたいということで、路上喫煙については、屋外や家庭などにおいて喫煙を行う場合は周囲の状況に配慮といったことを通してのみの対応と受けとめさせていただきたいと思っています。私から見ると前向きではないと、前に一歩も進んでいないという思いをしているところでもあります。

それで、私は市内全域ではなくて、先ほどお話をしたように市立病院、市役所庁舎周辺といったことで、場所的に言うと北2丁目だと西3条から西7条、薬局とか市立病院の南館、健診センター、病院駐車場があるところでもあります。この中には喫茶店があったり、店舗も1店ありますけれども、そして北3丁目は西2条から西7条、市立病院本館、市役所庁舎、公民館、図書館、さらにはNタワーと私たちは言うておりますけれども、高齢者施設、薬局、バス停留所、歯科医院、個人病院もあるといったエリア、この一帯のエリアを何とか路上喫煙禁止とできないものだろうかと思っております。

ここの市道、歩道に面している今言った施設関係は、市立病院があつて、敷地内も禁煙でございます。もちろん市役所庁舎も敷地内禁煙、公民館、図書館、教育施設がありますから、そこも施設内禁煙ですといったことで考えますと、病院関係も今回改正法によってマナーからルールへ変わってきておりますから、そう考えたら決して喫煙禁止とするのは難しいことではないように私は思っております。いろいろな地先との関係、歩道に面しているところとの調整等が必要かと思いますが、大半が今回の増進法改正において敷地内禁煙といった区域になっていると思っておりますので、こういったところを含めて私はエリアとして必要だと思っております。こういったエリアを喫煙禁止とすることについては、市としては難しいと思っているのか、これはいろいろ検討していけば前向きにできるのだといったことなのかどうか、この辺を再質問として聞かせていただきたいと思います。

○議長 水島美喜子君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 中村一久君 エリアを設定して喫煙を禁止するというお話でございます。先行している都市、受動喫煙の防止条例を制定している自治体は道内にも数カ所ございます。ただ、私が調べました範囲では、エリアを指定して禁止している自治体は道内にはなく、道外に数カ所ございます。東京を中心に、あと大阪にもございましたが、一般の方の喫煙行動を制限するのは一般的に言うとなかなか難しい課題が数多くあるのだろうとは思っております。先行している自治体がありますので、全くできないということではありませんが、1回目のご答弁でも申し上げましたとおり、路上の喫煙が多い、または健康弱者が多く通るような場所での喫煙が懸念されるような地域につきましては、そういった部分を把握しながらでも、啓発といいますか、そういったところでまずは取り組んでいくべきかと考えているところであります。

○議長 水島美喜子君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 取り組みの仕方について私の思いと若干違うのかと思っております。ある分ではすれ違いが多くなっていくのかと思うのですが、ここで再度お聞きしますけれども、なぜこのエリアなのかという部分で、1つは砂川市立病院があるということなのです。ここは、ご承知のようにがん拠点病院でもあります。ここは、平成30年度の事務報告書の中を見ると書いてあるとおり、1日1,000人以上の外来にかかる患者さん方が来ていますと、そしてそれにかかわる付き添いの方もいます。そうすると、この区域は砂川市内の中では土日祝日を除けば平日の通行量が大変多いといったことになっていると思います。さらには、今回の改正法の中にも子供さんとか妊婦さんに対しても受動喫煙をさせないで健康を守っていきましょうといった部分もメインにあります。砂川市立病院の中には承知のとおり小児科もあります。妊婦さんでは産婦人科もあります。そういったことを考えると、ぜひ必要なかと思えます。

それと、受動喫煙、私はたばこを吸っている人方が悪いとか、いけませんということ言うつもりはありません。ただ、たばこを吸って、そのたばこの煙が空間をさまよう。そして、それによって知らぬ間に吸ってしまう。それがまさに受動喫煙であり、今回の改正法は受動喫煙防止をしていきましょうといったことになっているかと思っております。そういった部分で考えますと、私はこの区域が一番大事なところなのかと思っておりますし、そしてけさもこの区域を改めて歩いてみました。時間帯によっては、病院へ来る患者さんがバスをおりて歩いていく。病院に入るのかと思ったら、市役所庁舎とか公民館へ行かれる。歩いている方たちはさまざまいて、なおかつその人数というのは、残念ながら数字としてきちんと把握はできませんけれども、大勢の人方がいるのだと思っております。大勢の人方が時折敷地外で吸っているのを見ていると、これは受動喫煙防止として成り立っていないのかと。であれば、ここは健康の拠点である病院も含めて、砂川市としてもふれあいセンターを中心に健康増進に一生懸命取り組んでいるわけですから、その前段も含めてしっかりとした対応が私はあっていいのかと思っております。この辺は恐らく考え方が違うのかと

思いますけれども、こういったことをお話をさせていただきましたが、このことについて何かお話をいただければありがたいと思います。

○議長 水島美喜子君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 中村一久君 議員さんおっしゃられたエリアについては、おっしゃるとおり市立病院の患者さんであったり、公民館を利用する子供さん方、そういった方が多く通るものと考えております。今現在市立病院でも正面玄関以外でも数カ所に喫煙の禁止の表示をしている等で喫煙、受動喫煙をあわせて啓発を図っていただいているところでもありますので、そういった部分を含めて関係部署と今後どういった取り組みができるのかは少し検討させていただきたいと存じます。

○議長 水島美喜子君 沢田広志議員の質問は休憩後に行います。

10分間休憩いたします。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時02分

○議長 水島美喜子君 休憩中の会議を開きます。

沢田広志議員。

○沢田広志議員 休憩をとったので、忘れていところもあるかもしれませんが、まずは条例関係もお話をいただいたので、道内で一番近いところは美唄市で受動喫煙の条例の関係かと思っておりますけれども、どちらかという和本州、特に大都市圏なのだというのを見させていただきました。皆さんご承知のように、一番先駆的なのは東京都千代田区、ポイ捨て禁止条例。ただ、あれは受動喫煙、健康増進の関係というよりは環境美化と危険という部分があって、それからどっと広がっていった経緯があるかと。ただ、健康増進法の成立以降、近年では受動喫煙の関係で条例をつくっているところがあったり、場合によっては議員提案で条例をつくっているところがあります。

今後こういったことで必要となる場合は、条例って必要なのだろうと思っておりますが、条例についてはこのあたりにしておきますが、そこで今ほど答弁をいただいた中で表示の関係も含めて、私もずっと歩いていると確かに庁舎は正面玄関と北庁舎入り口と南庁舎入り口に張ってありました、ガラスに。市立病院は、正面玄関の中にも張ってありますし、それと職員玄関入り口の道路、冬に雪を解かず機械に張り紙がしてあったと思っています。それと、公民館は正面玄関を入った突き当たりにきちんと掲示されていました。ただ、それぞれが施設管理者のもとでの掲示なのだと思うので、統一はされていないのだと思っています。

残念ながら、庁舎の掲示はもう少しわかりやすくというか、見やすくしておくのかと思っています。病院と公民館、教育委員会関係のところはカラーになっていたので、わかりづらかったかと思うのですが、できるならばもっと皆さんにわかるようにしたほうがいい。先ほど各部署とも、施設管理の関係がありますから、そういったこ

とで表示の関係も含めて周知のことも協議をしていきますというか、打ち合わせをしていきたいというような話もありましたので、しっかりとやっていただきたいと思います。そこで表示の関係が出ましたから、それにつけ加えて、このエリアの中には個人病院もあります。歯科医院もあります。なおかつ調剤薬局もあります。調剤薬局は1カ所だけ入り口のドアのところカラーで禁煙、中でも禁煙って書いてありましたけれども、調剤薬局さんはほかのところは外から見ても余りなかったかと思います。

ですから、本来であれば敷地内を含めて禁煙だと法律で今回決まったわけですから、市からもこういった部分で皆さんにわかるように掲示してもらえませんか。もしくは統一したここは禁煙ですといった部分を含めた敷地内禁煙、もちろん室内も禁煙なのは当然でしょうけれども、そういったわかる方法も私はしっかりとやっていくべきではないかと思っております。それが場合によったら路上喫煙禁止とうたわなくても、それにつながる要素があるのかと思うのですけれども、この辺の考え方についていかがでしょうか。

○議長 水島美喜子君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 中村一久君 統一した表示等の取り組みというご質問でございます。1回目、2回目のご答弁と一部重複するところがあるかと思いますが、市役所からNタワービルにかけての歩道には、今議員さんおっしゃられたとおり、医療機関であったり店舗等がございまして、市内でも人通り、通行量が多い地域でございます。そういったところでどういったことができるかというのは、来年の4月にかけて健康増進法が完全施行されることになっております。このエリアも含めまして受動喫煙、がん対策の一環でもあるのですけれども、受動喫煙につきましては啓発活動、統一した表示になるかどうかはこれから考えさせていただきたいと存じますが、いずれにしても制度が施行されるに当たっての啓発は大事だと十分認識しておりますので、エリアも含めて市全体、市民への広報、啓発、全体で取り組んでまいりたいと考えております。

○議長 水島美喜子君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 路上喫煙禁止に向けては、息の長い道のりになるのかとは受けとめております。今すぐというわけではないのですけれども、ただ一歩でも前進してもらえることを私は期待したいと思っております。

市もいろいろ努力をされて、広報、これはコピーですけれども、8月1日号には受動喫煙対策が強化されますといったことがしっかりとシリーズとして、特集として載っておりますし、先ほど答弁いただいた内容についてはこの中にほぼ入っておりますので、こういったことも含めてやられていることについては敬意を表しますが、ただより一層、私からお話をさせていただくと、今回の健康増進法の改正は先ほどお話したように、改正の趣旨、要するに考え方です。大きく3点があるということで、望まない受動喫煙をなくしましょうと、なくすということと、第2に受動喫煙による健康影響が大きい子供、患者などに特に配慮しましょうといった部分、3番目に施設の類型、場所ごとに対策を実施

しましうといたことであります。

私は、この中でも特に重要視しているのは基本的な考えの第2のところなのです。受動喫煙による健康影響が大きい子供、患者などに特に配慮しましうというのは、子供など20歳未満の者、患者等は受動喫煙による健康影響が大きいことを考慮し、こうした方々が主たる利用者となる施設や屋外について受動喫煙対策を一層徹底しましうといたことをうたっており、市がやっていることは間違っていないです。庁舎の中も禁煙です。敷地内も禁煙になりました。ただ、私はそれ以上のものもしてほしうといた部分。それによって受動喫煙の可能性が出てくるわけですから、そういたことをしてほしうと思っています。それと、今回、目をとめたのは子供たち、妊婦さん、患者さん、調べていくと子供たちががんになる率がふえてきている。特に小児がん。AYA世代、思春期から若年成人まで、15歳から40歳ぐらいまでの方たち、子供たちががんになる。そして、そのがんも多種多様になってきているといたことがあるからこそ、この基本的な考えの第2のところにきているのかと私は受けとめております。ですから、そんなことを含めながらお話ししましたけれども、こういたことを含めて、今後周知も含めて、さらには受動喫煙防止に向けてより一層取り組みをしてもらうことをお願いして、1つ目の質問はこれで終わりたいと思います。このことについては、答弁はいたしません。

続いて、2番目ですが、北海道が実施するおいしい空気の施設推進事業について、今回受動喫煙防止対策を考えていたときに、まさに砂川の健康すながわ21にも、北海道が実施するおいしい空気の施設推進事業について先ほどお話があったように市内では11カ所があって、今回増進法改正によって6カ所になりましたという、その6カ所は主に飲食店、喫茶店だったり、レストランだったり、食事どころであったりといったところなのかと思っています。この取り組み自体は、基本的には施設を持っている人が登録をしていく。申請をして、道、要するに保健所で登録申請を受けて、判断をしてやっていくということなのかと思っています。これは2年ごとに更新なのです。私は、これってすばらしいと思ったのです。ただ、今回健康増進法の改正に基づいて、さらにはお話があったように令和2年4月1日には全面施行になるということで、おいしい空気の施設推進事業自体も今後どうなるのかと心配もしているところではありますが、ただこれは道がしていることなので、私のほうからいろいろなことを言う立場ではないのですが、この方法はいいなと思ったときに、私は砂川市でも独自にこういたことができないのかと思いました。

なぜならば、令和2年4月1日から全面施行ですというのは、砂川市内の飲食店関係だと恐らく規模的にかなり小さいので、禁煙、分煙、喫煙の関係をするとなると経費もかかるだろうし、そこまでできるだけ力がどうなのかと心配しました。その中でも、おいしい空気は受動喫煙にならないようなお店、施設の中で登録して、こうできますよといたたら公表してあげて、ここに行くとう動喫煙にならないでおいしく食べたり飲んだりもできるのだといたことの取り組みとして私はあっているのかと思っています。このことに

ついて一つの提案ではございますけれども、考え方を含めて何かあったら聞かせていただきたいと思います。

○議長 水島美喜子君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 中村一久君 おいしい空気の施設、道が実施主体となっている事業でございまして、今議員さんおっしゃられたとおり、市内で6カ所の飲食店が登録されているところでありまして。市独自のこういった取り組みというようなこともあります。まず道に確認しましたところ、来年4月の健康増進法の全面施行にかけてこの制度も見直すのだというようなお話でございまして。4月以降のこの事業の方向についてはまだ未定でございまして、今こういった事業者の方の努力で取り組んでいただいている、そういったことは大変重要ないいことだと考えておりますので、こういった方法が考えられるかこれから考えさせていただきたいと思っておりますけれども、今こういった事業に登録している、取り組んでいる事業者さんについて何らかの方法で市民の皆様にお知らせするような方法は考えられるのかと思っておりますので、この後現場と相談をさせていただきたいと考えております。

○議長 水島美喜子君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 私からの提案の一つとして、前向きにという言葉をつけていいののかどうかはあれですけれども、検討はしていただけるのだと。内部的にしっかりと検討して、その中にはできる、できないはあるかもしれませんが、それに一步でも近づくような方法。先ほど言った受動喫煙を防止するための周知の一つの方法であると思っておりますので、これも方法の一つとして捉えて、ほかにも内部でいろいろ検討しながら、こういう方法もあるといったことで、それががん対策へつながっていくとなるかと思っておりますので、しっかりとやっていただきたいと思います。

確かに今回の増進法の改正によって飲食店関係は大変な苦勞をされるのだと受けとめています。資本力のあるところは、もう既に喫煙する人方のスペース、要するに食べるころを完全にシャットアウトしていますから。喫煙をしない。子供も含めて安心して食べたりできる場所というのをしっかりと区別しているところ、特に資本力のあるところは札幌方面の施設関係ですけれども、そういうのがあるのを見させていただいておりますので、そういったことをするとなるとかなりの資本力、または経費もかかるのだらうと思っておりますので、経費がなるべくかからない中でも受動喫煙、要するにがん対策につながっていくといったことが進められるように努力していただきたいと思います。このことについてはより一層の検討をお願いしたいと思います。

最後に、3つ目でありまして、北海道でも北海道受動喫煙防止条例、これは仮称ですけれども、策定に向けて検討もされて、いよいよ説明会が始まることから職員も含めて説明会に行っているいろいろお聞きしてくるのだらうということで、砂川市のホームページを見ますと9月6日に新しく北海道受動喫煙防止条例制定に向けた地域説明会がありますと載っ

ておりました。早々に載せたことは一層努力をされたと思っています。改めて説明会、9月20日、旭川会場を皮切りに6カ所、道内各地あります。残念ながら旭川会場は9月10日で締め切っているのです、その後なのかと思っていますが、この中に書いてあるのは、健康増進法の一部を改正する法律についてと北海道受動喫煙防止条例（仮称）の基本的な考え方とか職場における受動喫煙防止対策に関する推進体制などといった部分で大きく3つの項目について説明がされるということで、私も大変興味があります。今回を通して北海道受動喫煙防止条例がどういう形なのか、ある程度概略は出ており、期待をしているところですが、残念ながらまだ制定もされていない。概要は出てきたけれども、本格的に決まらないうちでも取り組みとしては難しいのかと思っていますが、道条例ですから、道民である私たちはそれに基づいてやっていかなければいけないのかと思っています。

それで、北海道受動喫煙防止条例の策定に向けて、いろいろ調べていきますと、今から3年ほど前なのですけれども、北海道がん対策「六位一体」協議会という組織がありまして、これは北海道医師会を初め、関係機関、関係団体が関わった協議会と思っています。3年前、平成28年10月28日に要望書を出しているのです。道は、公共の場所、病院などへの喫煙全面禁止条例を制定するほか、道内全ての市町村に受動喫煙防止条例を制定されるよう働きかけることということで、要望書を出されたのだと思っています。

今から3年前ですから、この3年間の間には刻々といろいろな形があって、またいろいろ動きがあってということなのかと思っていますが、ただここで言っている道内全ての市町村に受動喫煙防止条例を制定されるよう働きかけることという呼びかけを道に対してして、その後道はどのように回答したかは、私はそこまでは押さえ切れておりませんが、そこでなのですが、砂川市には砂川市がん対策推進条例が制定されてまだ間もないです。砂川市がん対策推進条例の中でも、第11条で受動喫煙の防止対策の推進の条項が載っております。これは、どちらかというと多くの人々が利用される施設における受動喫煙の防止についての文言、条項と受けとめております。そこで、砂川市がん対策推進条例の中で第11条の中でも条項でうたわれていますし、第9条の中でも喫煙という文言も入っておりますけれども、砂川市として砂川市受動喫煙防止条例といったものの制定に向けた考え方はどうなのか。ある部分では今後必要になってくる。道条例ができた後、見て必要になってくるのではないかと私は推測をしているのですけれども、こういった部分についてどんな考えをされているのか聞かせていただけないかと思っております。

○議長 水島美喜子君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 中村一久君 道から道条例の概要が示されておまして、私も今中身を確認している最中でございます。市で独自に条例を制定するというようなお話でございますが、まず道条例の中身を詳細に確認させていただいて、そういった中で市として取り組みができるものがあるのか、また道条例では事足りないようなものになるのかというようなところは今後少し時間をかけて道条例等の中身を確認させていただきたいと考えている

ところであります。

○議長 水島美喜子君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 まだ概要しか出ていないので、今聞いたとしても難しいだろうとは思っておりますけれども、ただ概要を通して、今後説明会もありますから、それを通して道条例の骨子が出てくるのかと思っておりますので、ぜひ期待をしたいと思っておりますし、今後も一つの方策として砂川市の受動喫煙防止条例、この辺はまだまだ私がかじり始めた段階なので、今後のことだと思っておりますが、これも1つずつ私もしっかりと他市の状況だとかを含めて、砂川市にとってそれがいいのかどうかというか、その内容も砂川に合ったものとしてなるのかどうかということもいま一度精査もしていきたいと思っております。

そのようなことをお話をしながら、北海道受動喫煙防止条例策定後の砂川市のあり方をしっかりと考えていただきたいと思っております。これがまさに先ほどから何回も言っておりますが対策につながるものだと私は思っています。特に先ほど言ったように子供たち、妊婦さん含めて、患者さん方も含めて、これは全市民なのですけれども、特に子供たち、妊婦さん方をかなり心配している文言が結構あるものですから、そういったことを含めて一層努力していただきたいということをお話をして、私の一般質問は終わります。

○議長 水島美喜子君 一般質問は全て終了いたしました。

◎日程第2 議案第8号 砂川市教育委員会委員の任命につき同意を求めること
とについて

○議長 水島美喜子君 日程第2、議案第8号 砂川市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

市長。

○市長 善岡雅文君 (登壇) ただいま上程をいただきました砂川市教育委員会委員の任命についての同意を求める案件でございますけれども、現委員でございます住亮太郎氏は令和元年9月30日をもって任期が満了となりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づきまして、次の者を任命いたしたいと存じます。

引き続き住亮太郎氏にお願いをいたしたいと存じますので、よろしくお願いをいたします。

なお、履歴につきましては裏面に記載のとおりでございますので、よろしくご審議の上、ご同意をお願いいたしたいと存じます。

○議長 水島美喜子君 以上で提案説明を終わります。

これより議案第8号の質疑、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

本案を、原案のとおり同意することにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、本案は同意することに決定いたしました。

◎日程第3 議案第9号 砂川市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長 水島美喜子君 日程第3、議案第9号 砂川市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

市長。

○市長 善岡雅文君 (登壇) ただいま上程をいただきました砂川市固定資産評価審査委員会委員の選任についての同意を求める案件でございますが、現委員でございます加藤直之氏は令和元年9月30日をもって任期が満了となりますので、地方税法第423条第3項の規定に基づきまして、次の者を選任いたしたいと存じます。

引き続き加藤直之氏にお願いしたいと存じますので、よろしくお願いをいたします。

なお、履歴につきましては裏面に記載のとおりでございますので、よろしくご審議の上、ご同意をお願いいたしますと存じます。

○議長 水島美喜子君 以上で提案説明を終わります。

これより議案第9号の質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

本案を、原案のとおり同意することにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、本案は同意することに決定いたしました。

◎日程第4 議案第10号 平成30年度砂川市一般会計決算の認定を求めることについて

議案第11号 平成30年度砂川市国民健康保険特別会計決算の認定を求めることについて

議案第12号 平成30年度砂川市下水道事業特別会計決算の認定を求めることについて

議案第13号 平成30年度砂川市介護保険特別会計決算の認定を求めることについて

議案第14号 平成30年度砂川市後期高齢者医療特別会計決算の認定を求めることについて

議案第15号 平成30年度砂川市病院事業会計利益の処分及び決算の認定を求めることについて

○議長 水島美喜子君 日程第4、議案第10号 平成30年度砂川市一般会計決算の認定を求めることについて、議案第11号 平成30年度砂川市国民健康保険特別会計決算

の認定を求めることについて、議案第12号 平成30年度砂川市下水道事業特別会計決算の認定を求めることについて、議案第13号 平成30年度砂川市介護保険特別会計決算の認定を求めることについて、議案第14号 平成30年度砂川市後期高齢者医療特別会計決算の認定を求めることについて、議案第15号 平成30年度砂川市病院事業会計利益の処分及び決算の認定を求めることについての6件を一括議題といたします。

各議案に対する提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君（登壇） 議案第10号 平成30年度砂川市一般会計決算の認定を求めることについてご説明申し上げます。

初めに、決算の概要についてご説明申し上げます。平成30年度各会計歳入歳出決算書の3ページをお開きいただきたいと存じます。一般会計の歳入総額は125億9,894万9,937円、歳出総額は121億5,640万3,651円で、差し引き4億4,254万6,286円の剰余金を生じる決算となったところであります。

次に、歳入の構成比を見ますと、自主財源は全体の35.1%で前年比0.2ポイントの増、依存財源は64.9%で前年比0.2ポイントの低下となったところであります。なお、自主財源及び依存財源の主な内訳は記載のとおりであります。289ページに決算の財源推移として資料を添付しておりますので、後ほどご高覧をいただきたいと存じます。

次に、歳入決算額の対前年度比較であります。市税から4ページの市債まで主な増減理由を付して記載しておりますので、内容につきましては説明を省略させていただきますが、全体的に申し上げますと、市税の増のほか、地方消費税交付金の増、寄附金が増となったところであります。分担金及び負担金の減、国庫支出金の減、財産収入の減、繰入金の減のほか、諸収入の減、過疎対策事業債などの市債の減などにより、歳入総額では前年度と比較して6億5,131万4,853円の減となったところであります。

次に、歳出決算額の対前年度比較、性質別であります。4ページの人件費から5ページの普通建設事業費まで主な増減理由を付して記載しておりますので、内容につきましては説明を省略させていただきますが、全体的に申し上げますと、人件費の増、積立金の増、病院会計などへの繰出金の増となったところであります。物件費の減、扶助費の減、元金償還金の減による公債費の減、普通建設事業費の減などにより、歳出総額では前年度と比較して6億8,974万7,014円の減となったところであります。なお、290ページに歳出性質別決算の推移として資料を添付しておりますので、後ほどご高覧をいただきたいと存じます。

次に、5ページの主な財政分析指標の推移であります。初めに経常収支比率であります。毎年度経常的に収入され、かつその用途が制限されない市税、地方譲与税、普通交付税などの一般財源が経常的に支出する人件費、物件費、公債費などの経費にどの程度充

当されているかを示したものであり、この率が高いほど財政の弾力性が乏しいことになり、30年度は29年度と比較して0.3ポイント増の83.0%となったところであります。

次に、財政力指数であります。普通交付税算定における基準財政需要額に対する基準財政収入額の割合の3カ年間の平均値を示したものであり、この率が100%に近いほど普通交付税の交付率が低く、普通交付税算定上の留保財源が多いことになり、財源に余裕があるということになります。30年度は29年度と比較して0.4ポイント増の31.7%となったところであります。

次に、公債費比率であります。この率は一般財源の標準的な大きさを示す標準財政規模から災害復旧費等として普通交付税に算入された公債費を除いた額に対し、地方債の元利償還金から元利償還金に充当した特定財源と災害復旧費等として普通交付税の基準財政需要額に算入された公債費を除いた額の割合であり、地方債発行規模の妥当性を判断するための指標として、この率が高いほど公債費の負担が重く、財政構造が硬直化していると判断されるものであります。30年度は29年度と比較して、公債費の減少などにより1ポイント低下の5.7%となっているところであります。

また、起債制限比率であります。先ほどの公債費比率の積算額から基準財政需要額に算入された事業費補正の公債費をそれぞれ除いた額に対する割合の過去3カ年の平均値であり、30年度は29年度と比較して、公債費の減少などにより0.5ポイント低下の4.6%となったところであります。

以上、平成30年度一般会計決算の概要について申し上げましたが、6ページから13ページには一般会計歳入歳出決算書、14ページから17ページには一般会計歳入歳出款別決算内訳書、18ページから285ページには予算書に基づく一般会計歳入歳出決算事項別明細書、286ページには実質収支に関する調書、287ページから302ページには各表に基づく一般会計決算説明書、522ページから528ページには財産に関する調書を添付しておりますので、ご高覧をいただき、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 水島美喜子君 市民部長。

○市民部長 峯田和興君（登壇） 私からは議案第11号、第14号についてご説明申し上げます。

初めに、議案第11号 平成30年度砂川市国民健康保険特別会計決算の認定を求めることについてご説明申し上げます。

決算書の303ページをお開き願います。決算の概要であります。初めに一般概要についてご説明申し上げます。平成30年度から都道府県が財政運営の主体となり、市町村は国民健康保険事業費納付金を都道府県に納付し、都道府県が保険給付費を負担する制度に変更となりました。平成30年度の財政運営は財政健全化に対処することを基本として保険税の税率を据え置いて運営したところであります。主な給付状況では、一般分の療

養給付費で12億5,793万2,711円、高額療養費で2億1,258万2,258円、退職者の療養給付費で1,518万1,860円、高額療養費で377万6,711円となり、保険給付費全体では前年度に比べ14.5%の減となったところであります。なお、歳入総額21億6,459万4,801円に対し、歳出総額21億2,112万1,756円となり、差し引き4,347万3,045円を翌年度に繰り越したところであります。

歳入につきましては、保険税は2億7,083万7,781円で、前年度に比べ138万6,010円の減となりましたが、現年度分収入率は98.8%で、前年度に比べ0.15%の増となったところであります。歳入総額に対する構成比は12.5%となり、前年度に比べ2.7%の増となっており、1世帯当たりの納税額は11万1,870円となったところであります。道支出金の収入済額は16億1,019万1,751円、構成比74.4%、一般会計繰入金2億816万7,020円で、前年度に比べ83万7,411円の増で、構成比9.6%、その他繰越金7,523万4,119円と諸収入を加えた歳入総額は21億6,459万4,801円となり、前年度決算額と比較して6億2,699万6,050円の減となったところであります。

歳出につきましては、総務費は5,667万8,389円、保険給付費は15億247万7,715円で、前年度に比べ2億5,419万4,753円の減、構成比が70.8%と最も高く、国民健康保険事業費納付金は4億2,591万1,000円、構成比20.1%、保健事業費2,003万9,786円、基金積立金4,664万7,000円に諸支出金等を加えた歳出総額は21億2,112万1,756円となり、前年度決算額と比較して5億9,523万4,976円の減となったところであります。

なお、304ページ以降は決算書、款別決算内訳書、決算事項別明細書及び実質収支に関する調書のほか、366ページには関連調書を添付しておりますので、ご高覧いただき、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第14号 平成30年度砂川市後期高齢者医療特別会計決算の認定を求めることについてご説明申し上げます。

決算書の486ページをお開き願います。決算の概要であります。初めに一般概要についてご説明申し上げます。平成30年度の財政運営は、後期高齢者医療制度を円滑に実施することを基本として運営に当たり、歳入総額は5億8,812万4,399円、歳出総額は5億8,809万8,499円となり、差し引き2万5,900円を翌年度へ繰り越したところであります。

歳入につきましては、後期高齢者医療保険料2億1,722万4,100円で、現年度分の収入率は100%で前年度と同率となり、歳入総額に対する構成比は37%となったところであります。また、一般会計繰入金は3億6,706万3,937円、その他、繰越金10万1,200円、国庫支出金129万6,000円と諸収入243万9,162

円を加えた歳入総額は5億8,812万4,399円となり、前年度決算額と比較して264万458円の増となったところであります。

歳出につきましては、総務費364万3,191円、後期高齢者医療広域連合納付金のうち療養給付費は2億7,381万3,493円で、前年度に比べ981万3,555円、3.5%の減となり、事務費分933万3,000円、保険料分2億1,729万9,400円、保険基盤安定分8,115万6,657円を加えた総額は5億8,160万2,550円となり、前年度に比べ205万1,388円の増となったところであります。その他、保健事業費263万3,158円及び諸支出金21万9,600円を加えた歳出総額は5億8,809万8,499円となり、前年度決算額と比較して271万5,758円の増となったところであります。

なお、487ページ以降は決算書、款別決算内訳書、決算事項別明細書及び実質収支に関する調書のほか、521ページは関連調書を添付しておりますので、ご高覧いただき、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 水島美喜子君 建設部長。

○建設部長 近藤恭史君（登壇） 議案第12号 平成30年度砂川市下水道事業特別会計決算の認定を求めることについてご説明申し上げます。

決算書の367ページをお開きいただきたいと存じます。決算の概要であります。初めに一般概要について申し上げます。平成30年度の公共下水道整備事業は、豊栄地区の浸水対策として雨水管渠新設工事の実施に伴う管路実施設計等3本の業務委託と市道東一線の道路整備に伴う管渠布設がえ設計の業務委託を行ったところであります。平成30年度末の下水道普及率は93.6%、水洗化率は98.4%であり、水洗化の普及促進を図りながら下水道施設の効率的な活用に努めてきたところであります。また、個別排水処理施設整備事業は、平成8年度より事業に着手し、生活排水の処理を図るため合併処理浄化槽の普及に努めており、平成30年度末現在で163基を設置したところであります。平成30年度の決算であります。令和元年度より下水道事業に地方公営企業法を適用したことに伴い、法を適用する前日に出納が閉鎖され、出納整理期間が存在せず同日をもって打ち切りした決算であり、歳入総額6億5,736万6,913円に対し、歳出総額6億1,824万3,000円となり、差し引き3,912万3,913円は下水道事業会計へ引き継いだところであります。

次に、歳入についてであります。分担金及び負担金は518万470円、使用料及び手数料は3億1,732万5,161円、国庫支出金は590万円、繰入金は2億543万2,000円、諸収入は573万6,245円、市債は1億1,740万円、前年度繰越金は39万3,037円で、歳入総額は6億5,736万6,913円となり、前年度決算額と比較して9,581万1,733円の減となったところであります。なお、打ち切り決算後に令和元年度下水道事業会計で平成30年度分の債権として整理した未収金の

内訳は、使用料及び手数料5,947万7,744円であり、この未収金を加えた実質的な歳入総額は7億1,684万4,657円となったところであります。

次に、歳出についてであります。下水道費は2億712万1,534円、個別排水処理事業費は1,351万7,939円、公債費は3億9,759万7,677円、諸支出金は5,850円で、歳出総額は6億1,824万3,000円となり、前年度決算額と比較して1億3,454万2,609円の減となったところであります。なお、打ち切り決算後に令和元年度下水道事業会計で平成30年度分の債務として整理した未払い金の内訳は、下水道費1,259万5,169円、個別排水処理事業費129円、公債費8,330万4,922円であり、この未払い金を加えた実質的な歳出総額は7億1,414万3,220円となったところであります。

なお、369ページ以降は歳入歳出決算書、歳入歳出款別決算内訳書、歳入歳出決算事項別明細書及び実質収支に関する調書であり、411ページ以降には決算説明書を添付しておりますので、ご高覧をいただき、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 水島美喜子君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 中村一久君（登壇） 私から議案第13号 平成30年度砂川市介護保険特別会計決算の認定を求めることについてご説明申し上げます。

決算書の413ページをお開き願います。決算の概要であります。初めに一般概要についてご説明申し上げます。平成30年度の財政運営は、介護保険事業を円滑に実施することを基本として運営に当たり、歳入総額17億9,723万5,112円で、歳出総額は17億7,069万4,110円となり、差引額は2,654万1,002円で、その内訳は国庫負担金等の過交付2,548万4,733円及び保険料の還付未済等105万6,269円によるものであります。なお、過交付及び還付未済となったものにつきましては、翌年度において返還及び還付するものであります。

歳入につきましては、第1号被保険者保険料は3億2,112万6,600円で、前年度に比べ89万5,956円の増、現年度分収入率は99.87%で、前年度に比べ0.05%の増となり、歳入総額に対する構成比は17.9%となったところであります。また、国庫支出金は4億5,894万1,557円、支払基金交付金は4億4,194万615円、道支出金は2億7,198万1,140円、繰入金は2億5,480万8,789円、繰越金は4,631万104円、これに分担金及び負担金122万400円、財産収入72万7,154円、諸収入17万8,753円を加えた歳入総額は17億9,723万5,112円となったところであり、前年度決算額と比較して1億3,710万9,843円の減となったところであります。

歳出につきましては、総務費は1,864万8,256円、保険給付費は15億6,980万8,386円、地域支援事業費は1億3,184万5,236円、諸支出金は4,840万4,463円であり、これに基金積立金178万7,769円、公債費20万円

を加えた歳出総額は17億7,069万4,110円となり、前年度決算額と比較して1億718万4,528円の減となったところであります。

なお、414ページ以降は決算書、款別決算内訳書、決算事項別明細書及び実質収支に関する調書のほか、485ページに関連調書を添付しておりますので、ご高覧いただき、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 水島美喜子君 病院事務局長。

○病院事務局長 朝日紀博君 (登壇) 議案第15号 平成30年度砂川市病院事業会計利益の処分及び決算の認定を求めることについてご説明申し上げます。

初めに、利益の処分でございますが、病院事業会計決算書の12ページをごらんいただきたいと存じます。平成30年度末における未処理欠損金66億3,279万3,261円に対しまして、従前から議会の議決を経て積み立てていた建設改良積立金から3,307万5,543円を繰り入れしようとするものであります。これは、決算書22ページの資本的収入及び支出明細書のうち、建設改良事業に係る収支について、支出の部、1項建設改良費、税込み4億8,612万5,543円から収入の部、1項企業債4億5,240万円及び3項補助金65万円を差し引いた額3,307万5,543円が不足するものであり、この不足する額を決算書15ページ、貸借対照表上、資本の部、7、剰余金、建設改良積立金11億1,125万4,362円から当年度未処理欠損金へ繰り入れ、当年度未処理欠損金の残高を65億9,971万7,718円とするものであります。なお、この処分につきましては、現金を伴わない非資金の処分であります。

次に、決算の認定を求めることについてご説明申し上げます。決算書の27ページをごらんいただきたいと存じます。平成30年度につきましては、新病院事業管理者の体制のもと、診療体制、患者サービスの向上など医療環境、施設整備の充実を図ったところであります。経営面につきましては、市立病院改革プランに基づき、収益では病院経営に対する意識を職員が共有し、経営改革に向けた職員ヒアリングや増収対策プロジェクト成功に向けた実践を行ったところでありますが、9月6日に発生した胆振東部地震による停電の影響もあり、診療収益につきましては微増にとどまりました。一方、費用では、病院建設に係る企業債元利償還金や多額の減価償却費などが計上される中、BSCを経営管理手法として活用し、地域に求められる当院の役割を実現するとともに、安定した経営基盤の構築に努めたところであります。診療体制整備につきましては、超電導磁気共鳴診断装置、MRIや心臓カテーテル用検査装置等の医療器械整備の充実及び医療情報システムの更新を行うとともに、訪問看護ステーションよつばを開設、近隣訪問看護ステーションと連携し、在宅医療、ターミナルケアの充実を図るなど、中空知医療圏全体の基幹病院としての役割を果たすよう努めてまいりました。

それでは、まず患者数であります。入院患者数は14万5,341人で前年に比べ4,142人の減となり、外来患者数についても25万7,530人で前年に比べ135人の

減となりました。次に、収益的収支であります。消費税抜きで申し上げますと、収益的収入は136億3,606万8,883円で、前年より1億3,948万5,465円の増、収益的支出は139億9,723万8,153円で、前年より3億139万8,566円の増となり、収支差し引き3億6,116万9,270円の純損失となりました。次に、資本的収支であります。消費税抜きで申し上げますと、資本的収入は9億6,906万7,000円で、内訳は建設改良に充てる企業債4億5,240万円、投資償還金1,038万4,000円、道補助金65万円、一般会計出資金4億6,841万1,000円、寄附金3,722万2,000円であります。資本的支出は14億1,730万8,829円で、内訳は資産購入費4億8,508万6,660円、企業債償還金9億72万2,169円、投資3,150万円であります。なお、企業債未償還残高は134億3,054万4,912円となっております。

28ページから36ページまでは関連資料となっておりますので、ご高覧いただき、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 水島美喜子君 以上で提案説明を終わります。

続いて、監査委員から監査意見の開陳を求めます。

監査委員。

○監査委員 栗井久司君（登壇） それでは、私から地方自治法第233条第2項、同法第241条第5項及び地方公営企業法第30条第2項の規定により審査に付された平成30年度一般会計、特別会計及び病院事業会計決算並びに基金運用状況の審査概要についてご報告申し上げます。

審査意見書の1ページをごらんください。審査の方法は、提出された各会計の決算書及び決算附属書類並びに基金運用状況調書に基づき、計数の正確性、適法性、予算執行の適否等を主眼として審査を行った結果、決算書及び附属書類は関係法令に基づいて作成され、計数は正確で適切に処理されており、財産の管理状況も適正に行われていることを認めたところであります。

2ページ目の総括決算概要を申し上げますと、一般会計で歳入総額125億9,894万9,937円に対し、歳出総額121億5,640万3,651円で、歳入歳出差し引き4億4,254万6,286円の剰余金を生じた決算となっております。特別会計では、39ページ、国民健康保険特別会計で4,347万3,045円、48ページの下水道事業特別会計で3,912万3,913円、51ページの介護保険特別会計で2,654万1,002円、53ページの後期高齢者医療特別会計で2万5,900円の剰余金を計上する決算となっております。

次に、病院事業会計は、砂川市公営企業会計決算審査意見書4ページの3、経営状況についてをごらんいただきたいと存じます。平成30年度は、事業収益136億3,606万8,883円に対し、事業費用139億9,723万8,153円で、差し引き3億6,

116万9,270円の純損失となっております。

一般会計及び特別会計には住民目線に立ち、効率的な行政運営と適正で健全な財政運営がなされることを望むとともに、病院事業会計には患者目線に立った医療行為と経営改善に対する特段の努力を期待し、報告といたします。

○議長 水島美喜子君 各議案に対する総括質疑は休憩後に行います。

午後1時まで休憩いたします。

休憩 午後 0時01分

再開 午後 1時00分

○議長 水島美喜子君 休憩中の会議を開きます。

これより各議案に対する総括質疑を行います。

初めに、議案第10号の総括質疑に入ります。

質疑ありませんでしょうか。

小黒弘議員。

○小黒 弘議員 (登壇) それでは、議案第10号、平成30年度の砂川市一般会計決算に対する総括質疑を行います。大きく3点についてお伺いをいたします。

まず、1点目は、市長は平成30年度の市政執行方針において、安心して子育てができるまちを目指し、ニーズに応えた取り組みを進めると話されました。また、住まいの充実を図り、より一層子育て世帯等の円滑な住みかえや移住、定住につながるよう、制度の見直し、創設を図り、人口減少に歯どめをかけるべく幅広い政策の展開を図るとも言われています。しかし、平成30年度も人口減少になかなか歯どめがかかりません。平成30年度の決算を通して、市長は幅広い政策が展開できたと思われるのかをお伺いいたします。

大きな2点目は、地方交付税についてであります。市長はここ数年、国は財政健全化の観点から交付税の大幅削減に取り組むのではないかと話されてきました。しかし、平成30年度の決算を見ると地方交付税は前年度並みに確保されました。平成30年度における地方交付税を含む国の地方財政の動向についてを伺います。

最後に、3点目は市税についてを伺います。市税については、固定資産税の評価がえ等による減収などで5年ぶりに20億円を割り込む当初予算が立てられましたが、結果として7,000万円を超える増収となりました。その要因を伺います。

○議長 水島美喜子君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 (登壇) 大きく3点の質問がございましたけれども、私からは2点答弁させていただきます。

まず、人口減少に歯どめをかけるべく幅広い政策を展開できたかという部分でございます。人口減少対策につきましては、これまでまち・ひと・しごと創生総合戦略に基づきまして、3つの重点施策である子育て支援の充実により安心して産み育て、働き続ける環

境づくり、住環境の整備、住みかえ支援等の実施による移住、定住の促進、地域の安心を支える医療、福祉サービスの充実について事業を実施してきており、特に子育て施策における主な事業につきましては、安心して子育てができるまちを目指し、妊娠、出産、子育てをしっかりと支える事業を実施してまいりましたが、実施に当たっては子育て中の保護者の皆さんからもご意見をいただきながら、ニーズに応えた施策を進め、病児病後児保育施設の開設、多子世帯保育料負担軽減事業、幼稚園保育料負担軽減補助の新設、一時保育事業の利便性の向上を図るなど、重点的に実施してきたところであります。

さらに、30年度においては、すこやか子育て応援事業として新たに1歳未満の乳幼児を持つ世帯に対し、おむつの無料クーポン券を配布するとともに、親子で過ごしやすい場所として人気の高い子どもの国のふしぎの森の利用について児童のいる世帯へ無料クーポン券を配付するなど、幅広い世帯への子育て支援の充実を図ってきたところでございます。また、冬期間のみの開設でありましたふるさと活性化プラザ内の屋内遊戯広場に幼児用の遊具を整備することで年間を通じて子供の遊び場を確保し、子育て支援の充実だけでなく、施設の利活用の促進及びにぎわいの創出にもつなげてきたところでございます。

住まいの充実を図る施策については、住みかえ支援の総合相談窓口の設置により、空き家所有者などへの意向調査や子育て世帯の住環境に関する意識調査を実施し、ハートフル住まいる推進事業として、住宅を取得する子育て世帯に対する支援等の充実も図ってきたところでございます。また、砂川市住み替え支援協議会による子育て世帯や高齢者等の円滑な住みかえに結びつける環境づくりを進めるほか、住み替え支援事業として空き家物件情報の登録による空き家の利活用を促進させるための登録物件促進補助や子育て世帯や若年夫婦世帯の住みかえ支援として同居近居促進補助を創設し、住みかえ支援、移住、定住を促進する仕組みづくりを進めてきたところでございます。

過去5年間における人口の自然動態及び社会動態の推移については、自然動態では平成26年で138人の減、27年は154人の減、28年で173人の減、29年で167人の減、30年では177人の減と大幅な増減はありませんが、順調に減少しているところでございまして、社会動態につきましては平成26年が205人の減、27年が168人の減、それに対しまして28年では57人の減、減少幅は大きく改善したところであり、その後の29年では37人の減、30年も54人の減ということで減少幅が少なくなっているところでございます。人口対策として子育て支援や定住対策を行っておりますが、単年度ですぐに成果が上がるものではありませんので、今後も取り組んでいかなければならないと考えているところでございます。

2点目であります地方交付税についてであります。地方交付税を含む国の地方財政の動向についてお答えいたしたいと思っております。当市の平成30年度の地方交付税のうち、普通交付税の決定額は39億9,600万円となっております。前年度から5,600万円減少したものの、特別交付税は7億8,500万円と5,500万円増加し、地方交付税は

前年度並みに確保されたものであります。

ご質問の平成30年度の地方交付税を含む地方財政の動向であります。国が平成27年度の骨太方針にしました地方財政対策における地方一般財源総額に関するルールでは平成27年の水準を平成30年度までは確保するとされていたところでありますが、地方交付税は地方税の増などにより実質的には交付税の代替財源である臨時財政対策債と合わせて3,800億円が減となったところでございます。一方、平成29年5月に財務省は社会保障費とともに国の歳出の大きな割合を占める地方交付税の削減を目的として、地方自治体が保有する財政調整基金などの残高が大きくなっていることを問題とし、国の平成30年度予算編成において基金の残高を地方財政計画に反映させて、地方交付税を調整するという方向で検討に入りました。最終的には財務省と総務省の折衝の結果、平成30年度予算における基金残高を理由にした地方交付税の抑制は一旦は見送られたところでございます。なお、地方一般財源総額の確保に関するルールは平成30年度で期限切れを迎えることから、国は今後基金を足がかりに地方財政に切り込みを入れるのではないかと懸念が広がったものであります。結果といたしましては昨年6月に新たな骨太の方針におきまして、地方一般財源総額については平成30年度の水準を令和3年度までは確保されるとしたところでございます。

○議長 水島美喜子君 市民部長。

○市民部長 峯田和興君（登壇） 私から市税収入が当初予算より7,000万円を超える増収となった要因についてご答弁申し上げます。

主な要因につきましては、調定額の増額と収納率の向上によるものであります。特に市民税と固定資産税において増額が顕著となっております。市民税では、平成30年度の当初予算の積算は個人市民税で直近数年間の比較において課税所得がふえていることなどにより、前年度決算見込みから約1.3%の増額と推計したところですが、給与所得や営業、農業などの所得が推計よりもふえたことから所得割額がふえたため、約1,000万円の増額となったものであります。法人市民税では、前年度決算見込みと同額程度と試算したところですが、前年度の業績が総体的に好調だったことから、中間納付がふえたことなどにより約1,200万円の増額となりました。固定資産税では、土地について評価がえ年度であったため、当初予算では北海道地価調査の下落率をもとに税額を低く見込んでいたところですが、時点修正の結果、下落幅が小さく、結果として税額がふえたことと償却資産が設備投資による増額により約1,700万円の増額となりました。その他、市たばこ税は当初の見込みより消費本数が減少しなかったことにより約300万円の増額となり、都市計画税は約100万円の増額、軽自動車税は登録台数の増加などにより約100万円の増額となりました。

また、市税全体で収納率が向上しており、収納率向上分で市民税では約1,700万円の増額、固定資産税では約1,600万円の増額となったところであります。軽自動車税

につきましては、現年度分の収納率が100%を達成したこともあり、約100万円の増額、都市計画税では約100万円の増額となったところであります。収納対策の強化を続けた結果、高い収納率を残すことができたことも市税収入の確保につながり、当初予算より7,000万円を超える決算額となったことが要因であると考えております。

○議長 水島美喜子君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 私は、先日行われた小中学校の適正配置計画検討委員会というところを傍聴してきました。その傍聴をしている中で、教育委員会の説明で平成30年度の市内に住所があって生まれたいわゆる新生児の子供の数が話されていたのですけれども、何と平成30年度で市内に住所がある方で生まれた新生児の数は77人という話になっていました。この77人という数字を聞いたときに、とてもショックを受けたのです。77人しか30年度のときに生まれていなかったことになると、この子たちが小学校に入って行って、最初の新生児のときは35人という特例というか、それがあっていいのですけれども、市内で2クラスしかできないような子供の数になってしまっているのだというのをこれは大変なことになってきたという実感を受けて傍聴していました。

先ほど総務部長のお話は、私の持っている数値と違うのですけれども、私は議員に配られている事務報告書の住民票の記載削除数というのを数年にわたって調べてきたのですけれども、私が調べる限りは、社会増減、転入から転出を引くというか、そこを先ほど総務部長は54とおっしゃっていたのですけれども、住民票の数字でいくと107人、転出が多かったことになっていきます。ですから、その数字が基本的にかなり大きな違いがあるので、今確認をしてという話にはならないとは思いますが、私が知る限り、事務報告書で見ると住民票の先ほど言ったとおりで、自然増減、出生に対して死亡がどれだけかという数字でいくとマイナス177人、そして転入、転出、転出が当然多くて、転出は107人多かったという数字になります。そうすると、人口が平成30年度に何人減ったかというのと284人減ってしまったことになるわけです。そこが私の数が間違っているのであれば、間違っていると答えていただいてもいいのですけれども、これは基本的な話なのです。ただ、私はそこから話をしていきたいと思っています。

出生に関しては、教育委員会も言っているので、77という数字は間違いはないと思います。それで、市長はきのうの一般質問や何かの答弁でも、自分としては子育てに年間7,000万使って力を入れてきたのだと何回も答弁されていました。今の総務部長のお話もそう言われています。数字は残酷なもので、先ほども総務部長が期せずして言われましたけれども、自然増減については順調に減少しているわけです。

ここは、例えば高齢者が亡くなっていく、あるいは高齢者の方々が転出していくということは、ただ人口が減少するばかりではなくて、最近よく言われるのですけれども、高齢者の方々は貯蓄率が高い、つまり貯金をする方。若い人たちはほとんど借金が多い世帯が多いのだけれども、高齢化に伴って結構な金額の貯金をされているのは砂川でも同じこと

だと思うのです。この方々が亡くなられたり転出をしていくことになると、まず亡くなられた場合は遺産相続で、子供たちは都会に住んでいるわけですから、そちらのほうに遺産が流れていく、そして貯金は高齢者が転出すると同時に市外に流れていく。人口の減少は、まちの活性化も失っていくし、活気もなくなっていくし、それと同時に貯金もなくなっていく。

これは最近私が銀行の方々にもお伺いしたことで、銀行も相当危機感を感じていて、地方の人口の減少、特に高齢者の人口の減少は銀行が支店を構えていられるかどうかという大きな関連もあるというようなお話もお伺いをしているわけなのですが、今まで市長がやられてきていて、7,000万円を毎年使っていて、子育てを充実していったと本当に言える30年度の結果なのかと私は疑問に感じていまして、そろそろ少し子育てについても見直す方向を打ち出されたほうがいいのではないかと感じています。今までのやり方が全くだめだなんていうことは一つも言っているわけではないのですが、ただもう少しやり方があるのではないかとはいっています。

それで、先ほどもお話をしているのですが、住まいの充実や子育て世代の住みかえや何かで移住、定住にもつながるような制度をしっかりとやっているのだというお話もあるのですが、現実としてお話をすれば、例えば砂川に夢を抱いてやってきた地域おこし協力隊が何人かいます。彼らの何人か、かなりパーセントとしては高い率になると思うのですが、実は砂川大好きなのだけでも、このまちを離れますと、私が見送った人は何人もいます。この砂川に何かやりたいとやって来て、このまちで定住したいって一生懸命仕事も探し、起業も一生懸命頑張ってきた子供たちが出ていってしまうのって一体何なのだろう、何でこの子供たちをこの砂川で住まわせてあげられないのだろうと、離れるときにごめんねという話もするので、すごく残念です。

もう一つ、余りマイナスの話ばかりするのも嫌なのですが、若い人たちが、ここは大きな病院もあるので、ビジネスチャンスがあるのではないかとって結構空き店舗を探したり、商売をやろうと思ってやる人たちも意外と多いのです。現実には商店街を1軒1軒歩いてみたりとか、友達や何かに相談をしたりなんかしていくのだけれども、結局中心商店街を含めて国道沿いあたりは、シャッターが閉まっていたり、空き店舗になっていそうに見えるのだけれども、実際に話に行ってみると、かなり家賃が高かったり、空き店舗なのだけれども、貸すつもりはないと言われていたりとか、結局ビジネスチャンスだと思って来て、いろいろ動いたよその人たちが砂川で商売をやることができなかったという例も最近結構あるのです。

砂川は市立病院があつて、これも市長がよくおっしゃられていることなのだけれども、周辺では産婦人科、産科がどんどんなくなって行って、砂川市立病院がこの地域では子供を安心して産める唯一のまちと言ってもいいぐらいにあると思うのです。市長は7,000万かけて子育てを充実してやっている。子供を安心してここで、このまちで出産できる

って、こんないい条件があるのに、なぜ子供の生まれる数が77人しかいないのだろう。ここは、私たちも含めて真剣に考えていかなければならない平成30年度の決算かと私は思っています。

先ほど2点目、3点目とお伺いしたのですけれども、市長もこれもいつも、絶対そのうち地方交付税も落ちるのだから、そんなにお金は使えないのだとずっとおっしゃられてきているのですけれども、実は国はそうでもなく、今総務部長もおっしゃっていたとおり、令和3年までは今の地方交付税の額は確保できるのではないか。これは国のやり方ですから、市長が幾ら財政に強い方だといっても、国がもうそろそろ地方交付税を切らないとというのが実はそうではなく、多分国も借金をしながら地方にお金を出しているという状況ではあるとは思うのですけれども、この現実としていけば、砂川市はお金があると私は思うのです。今回の一般会計の決算書を見ても、歳入歳出差額、残高は何と4億4,000万もあるわけです。つまり平たい言葉で言ってしまうと30年度は4億4,000万円黒字になったと言ってもいいと思うのです。

お金あるのですよ、市長。前も市長そうやって言ったことあるけれども、実は砂川にはお金があるのだというお話もしていたのだけれども、都合都合でお金があるのかないのかって分けられるところが市長のすごいところだと実は思うのですけれども、間違いなく市長が総務部長の前の財政健全化の課長でいらっしゃったときは本当に大変だなと、私もそのとき議員でしたから、基金もなくなって、本当に赤字財政になっていくというとき、そこから先に市長は力を発揮されて、今の30年度の決算のように4億4,000万もの黒字を出せるというような段階まで持ってきていただいたことは間違いのないと思います。これは市長の実績だとも思うのですけれども、ただお金があるのだったら、使うところに使ってもいいかとは思っています。

もう少しわかりやすい子育て支援というのですか、きのうの一般質問なんかでもいろいろお話が出ていました。市長、乳幼児の医療費の無料の話にしても、市長はお母さん方の話の中で、少しずつやったらどうだと高田議員が質問されていて、そのときに実はそうも言われているのだと、少しずつならというような話もしていたのだから、やればいいのではないですか、少しずつでも。例えば1学年ずつでもいいし、あるいは低所得対策として少しやっていってみるというようなやり方、わかりやすい子育ての支援の仕方というのを来年の予算あたりからしっかり組み上げていったほうがいいと私は思っています。

この辺についても、まだ話をしたいので、ぜひ市長の考え方を聞かせていただきたいし、それから多比良議員のきのうの一般質問の中でも、小中学校のワックスが7年かけてなんていう話があったわけでしょう。市長、お金ありますよね、今。せめてワックスを5年ごとにとか3年ごとにしたからって、これはわかりやすいことです。小学校に通わせている親たちに見れば、そこまでお金ないのかと思ってしまうのです。砂川はそんなところなのだろうかって僕は思われるのが悔しいわけです。小学校の保護者たちは、一番今子育て

てに真剣に取り組んでいるところだから、市がどんな子育ての支援、あるいは教育のことをどうやって考えてくれているのだろうということはとても注目していると思うし、それによってこのまちにずっと住み続けるのかどうかも考えるだろうと私は思うので、こういうポイント、ポイントだけはしっかり押さえてやっていかないと、あっと気がついたときにはという結果は私はみたくないと思っています。

ここに住むということについても、ことしは選挙があったので、私は余り企業訪問というのをしないのですけれども、たまたま何社かの企業へ行って、これまたびっくりすることは、何と従業員の中に砂川に住んでいらっしゃる方が少ないのかということなのです。何十人もいる企業でも砂川に住所がある従業員の方々が本当に少なく、たまたま私が回ったところがそうだったのかもしれないのですけれども、せっかく市内に企業があっても、市内に住所がない従業員の方々いらっしゃるでも私の票には一票にもつながらないわけで、こんなにかというぐらい。ほかの議員さんたちはそうではないかもわからないのですけれども、少なくとも私の場合はそうだって驚いたのです。

そこで、何でという話を聞くと、滝川の人が多かったのですけれども、砂川市内は家賃が高いし、公営住宅を勧められるのだけれども、あいているところは古いし、エレベーターもないし、それだったら滝川に住んで、会社に通う往復ぐらいだったら滝川なら10分ぐらいで往復できるので、どうしても滝川に住んでしまうのだという話をされています。これもずっといろいろな議員の方々が話をされていることなのですけれども、何とも悔しい話です。

こういうことももう少し、今までの30年度までやってきた政策的なものではなく、何かもっと違うやり方というのがあるのだろうと思います。そこについてそろそろやっていかなかったらだめなのではないかとも思っています。ぜひともこころの私の話も含めて、市長は平成30年度は幅広い政策ができて、予算執行の効果も出たと考えていらっしゃるのかどうか。総務部長とは多分お話は違うだろうと思って質疑をするのですけれども、ぜひお答えをいただきたいと思います。

○議長 水島美喜子君 市長。

○市長 善岡雅文君 (登壇) 総括の範囲に限って答弁をさせていただきます。

30年の予算で満足したのかということと言われると、恐らくどの首長も満足したとは言わないだろう。というのは、定住と少子化、特に砂川市の場合ですと定住についてはある程度実績を上げてきたと。何とか社会減は、前にも何回かこの場で私は話しているので、恐らくわかっていてまた聞いているのだと思うのですけれども、定住については空き家対策の中で30年度で41名ですか、市外から砂川に入ってきた人、空き家を求めて。それは、単純に転出入ではなくて、砂川の空き家対策のところに移ってきた方で41名、それが27年からやっているとして全部で110名ぐらいは、今資料を持っていないのですけれども、社会減を解消することが。だから、それがなかったら、自然減の250プラス社

会減でもっと大きくなるのをうちの一時の落ち方よりも抑えてきたのは、社会減をある程度政策で抑えてきた。

自然減は、前にもお話ししたけれども、はっきり言って市町村でやって効果あるのかと最近疑問に思っているのです。本州のほうの都道府県で一斉に北海道より先に少子化対策で医療費の無料化をやりました。みんなしてやって、みんなでお金を使ったけれども、少子化の効果はみんながやるから同じです。それが動機づけにならないという結論が実は出ているのです。だから、少子化で人をふやす対策ではなくて、家計支援的な家庭の負担を少なくするという効果はあるのかという感じはするのですけれども、恐らく子供が減っていく理由の一つには市町村の責任の範疇よりも国の中での将来に対する不安、デフレが長く続いて、経済成長率がなくて、年金がどうなるかわからない。将来子供をつくっても負担が大きくなって、それができないというのが社会問題化している。そういう国の経済政策に基づくところが大きな要因になっていて、市町村でそれをカバーするとなると膨大な金が出ていって、それでも効果が出るかどうかというのはわからない問題に市町村が取り組んでいるような気がして、私が医療費の無料化をやるのだったら、同じ額を違うほうの医療費の波及のないところでやったほうが、ただしそれは勝手に思い込んでやったのではなくて、お母さんたちを集めて聞いて、医療費の無料化以外でどんな方法がいいのですかと聞いたときに、こういうのもある、こういうのもあるというのから私はとってやったのですけれども、少子化が満足しているかといったら、私は満足しているとは言えない。やればやるほど効果があるのかもしれないけれども、膨大な金が出ていってしまう。ただし、定住化はある程度効果があったと。

自然減を消す方法は、結婚する、そして子供をいっぱい産んでくれればいいと、そこしかポイントがないと。だから、婚活事業をあの手この手でやったけれども、難しいから、毎年試行錯誤しながら違う方法をやっていっていると。問題は、結婚してもらうことが一番大事だと、そこから子供を産んでもらうのが一番というのは、女性の割合が大きいから単純にそうなのですけれども、マッチングとかをやっている人たちの話を聞くと、すごく苦労されているので、新年度の話をここで言ったら怒られるのですけれども、ことしは違う方式をまとめて予算をもらってやりたいという話もされていまして、いろいろな方法を試行錯誤していくしかないのではないかと。

それで、砂川市はお金が余っているのかと言われると、難しいのです。何を対象に余っていると言うか。予算の組み方ですから、決算見込みで落とさないように安全パイで見れば余った金がいっぱい出てくる。予算を厳しく見ていけば少なく見るので、あの数字は余り当てる数字ではなくて、問題は、砂川は私はいいいとは思わないのだけれども、ほかが悪いと言ったほうがいいのか、その辺の微妙な問題であって、経常経費を抑えてきたり、やるべきことをやって必然的に財源を介護とか医療費に係る負担を抑えてつくってきた部分もあるので、それが少子化にどんと使ったときに、私はいいいですよ、やったと言

って。

だけれども、砂川市は未来永劫続いていくので、私以外の人たちもどンドンつないで市長をやっついていかないとなくなるときに、7,000万出しているところは恐らく空知ではほとんどないと思います。岩見沢ぐらいです。そこまで地方創生の中でお金が使えないというのが現実だと思うので、小黑さんも調べてもらえれば一番よくわかると思うのですけれども、私は一々聞いたわけではないですけれども、空知10市の会議の中であれすると余りやっついていないものですから、岩見沢と砂川でしか会話が成り立たないところを見ると恐らくそんなに、医療費の無料化をやったけれども、それ以外はほとんど手をつけていない可能性もあるのではないかと。

それで、医療費をやると7,000万に2,800万といたら1億、この重荷は、今はやり切れます。ふるさと納税がある。それから、地方創生交付金を使っているのがあるけれども、国の予算の中で社会保障費が3割を占めていて、前にも言いましたけれども、社会保障費と国の借金を返す公債費と地方交付税だけで7割を占めているのです。今の予算は100兆を超えていて、それを将来どうするのでしょうかといたら、手をつけられるといたら、公債費は借金を返すだけです。手をつけられないと、社会保障費を簡単に切れるかと思ったら、切れないから毎年1兆円ずつふえていると。では、どこをやるかと思ったら、交付税のところどこかで手がついてくるだろうというのは、総務省もこのままでいくとそうならざるを得ないところに追い込まれると。それがいつかというのが実はわからないだけで、臨時財政対策債も2分の1ずつ国と市町村で折半で負担して、どこかで返さなければならぬけれども、それを繰り延べして返さないでずっと置いていますから。

そういうのを全部勘案していくと、どこかで無理がくるのだけれども、私が今やって、効果は出ないかもしれないけれども、喜ばれるというのもいいのしょうけれども、私以降の先に対する責任もあるから、悩むのです。その苦しみがあるから、満足しているかと言われると、満足はしていないし、少子化を市町村の範疇でやって効果が出るのかと。札幌も人口が落ちるようになっていく、東京都も落ちる。みんなが落ちるといのは、経済政策からきている問題であって、それを解決しないで市町村で金だけ出していてもパンクしてしまうのではないかと。効果は出ないと、私は正直言って。やっついていないというより、かけたほど効果が出ないというのが本州でもう実績が出てしまっているものですから、頭を痛めています。

そんなのも含めて何とかいろいろ、これは決算ですから、先のことは間違っても言いませんけれども、もろもろ考えながら日々悩んで、満足することは、恐らく市長をやっている限りは政策をやりたい、でも先のことが心配だと。先を考えなければ、私だけいい子になってやっついてしまいます、ばんと。だけれども、その効果も見ていたり、砂川市は永遠に続かせていかなければならないと考えるとどこまでかというのを日々悩んでいるから、

満足はしていないということでご理解をいただきたい。

また、決算の総括でないところでお話をしたいと思います。

○議長 水島美喜子君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 先ほどの1回目の答弁の中で数字の関係が議員さんと少し違いますというお話がございました。私が今統計上持っている数字が北海道で調べております暦年の1月1日から12月31日にくくりにした人口動態なものですから、議員さんがおっしゃっていたのはたしか年度のくくりなものですから、うちの事務報告は年度ですので、年度のくくりなので、その辺の若干のずれがあることはご理解いただきたいと思いますが、私が30年中の数字ということで54名、社会減ですというのはあくまでも1月1日から12月31日の1年間の社会増減は2桁で済んでいるという表現をさせていただいたところがございますので、くくりが違うということでご了解いただきたいのと、年度にしているのは、3月31日までを期限と切りますと、転勤される方ですとか、転勤が多い年は出ていって終わってしまう精算になるのです。翌年4月に転勤で帰ってくる人が多くなると切れ目的には年度末よりも1月1日のほうがその差がないのかということで、今暦年で数字的には道の数字が暦年で押さえているものですから、そういう表現をさせていただいているところがございます。

暦年という前提でいきますと、先ほど出生77という、これは年度です。暦年でいくと、たまたま昨年1月から3月の出生が多かったようで、101人の出生があるということで私は押さえていましたので、77は確かに年度の中の77なので、それはそれで間違いないと思うのですけれども、そういう生まれ月で多少ずれはあるのか。77が普通の年ではないというところでは押さえてほしいですし、最近の動向を見ますと80、90、100ぐらいの中で年間の出生数はあるという押さえを私どもしているところがございます。

それから、繰越金のお話もありました。4億4,000万繰り越し、歳入歳出の差があります。ただ、実質収支の調書、決算書につけさせてもらっているのですけれども、286ページなのですけれども、もう既に使うのが決まっている分については1,800万ほどあって、実質の繰り越しは4億2,300万です。あわせて、30年度の決算の中には前年の繰越金というのが入っておりまして、それが4億400万円の繰越金を歳入で受けているものですから、繰越金と繰越金を差し引くと2,000万ぐらいの実質の黒字というところがございますので、1年間で4億黒字になったということではないので、4億も自由に使えるお金がありますということではないので、誤解がないようお願いしたいと思うところがございます。

何せ年度が違うというところで、私ほうそは言っていないということをご了解いただきたいと思いますので、発言の機会をいただきました。済みません。

○議長 水島美喜子君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 ただ、議員に配られる資料とそちらがこういう場面で言う資料というの

が違ってきてしまったり、あるいは教育委員会が小中学校の適正配置計画の検討委員会の中で話した話って違ったということになりかねないわけでしょう。公的な場所で、しかもそういう検討委員会、これから小中学校をどうするかという話の中の30年度の子供の数が実は違っていたなんていったら、これはえらい話になってしまうわけです。その数字をもとに皆さんは何て言っているかという、それは大変だと、これは小学校5つあるのを1校にしなければいけないみたいな話になっていくわけです。

少なくとも今私が質疑をしようとしている中身も、先ほども言ったように配られているものとそちらの数が違っていたら、これは話に食い違いが出て、聞いている人は何の話をしているのだという話にもなりかねないのですけれども、私は、今いろいろ市長がお話になって、まさに決算の総括から全然離れてはいないと思っているのですけれども、経常収支比率も道内で1位だっておっしゃっているのだから、実はまだまだ自由になるお金というのはあるのですよ、この砂川。でも、行政側としてみれば、お金ない、ないと言っている、市民の人たちもお金ない、ないって、だからいろいろなことをやらしてもらえないのだからねで済むから。

でも、経常収支比率が全道1位なのだとなれば、これはほかのまちよりは自由に使える、市長の政策的に使えるお金はあるのです。なのに、ほかのまちがやっている子育て支援についても市長はやらないという話があるのも、これは事実なのです。そこは市長の考え方だから、選挙もなく市長になられているのだから、これは私が文句を言う何物もないのですけれども、ただそろそろ、こんなに看護師さんたちが多い砂川市立病院だけれども、なかなか出生の数が上がっていかないというような現実を見たときに、何か変えていかなければいけないかと私は思います。

少し話を変えます。今市長が7,000万でやってきている事業、子育て支援のほうに決算らしくしていこうとなれば、子育て支援の中でもいろいろな事業があつて、7,000万円積み上がっていると思うのですけれども、私はここでも残念なことがあるのです。市長が言うとおりに、この周辺では子育て支援に7,000万使っているところは岩見沢ぐらいしかないのだろうと、それほどやっているのだとお話しになっているのですが、では子育て世帯、あるいはこれから砂川市に住もうと思う人たち、あるいはまだ就学前のお父さんやお母さんたちが砂川市の子育て支援がどれだけ充実しているのかって本当にわかっているのかどうかというところに私は疑問を感じる時があります。どうも市長が話しているお父さん、お母さん方と僕が話しているお父さん、お母さん方と違うような気がします。それはそれでもうしょうがないです。

でも、私は冷静にそのことを調べていったときに残念だと思うところがたくさんというか、何点かこれから言います。それに対して市長はどう思うかなのですけれども、例えば市のホームページです。トップページで子育て支援をクリックします。今の若い人たちは大体インターネットや何かは大得意ですから、多分よそに住んでいる人たちもそこを押す

と思います。砂川市の子育て支援はどうなのだろうって。そしたらどういふのが出てくるかという、見せてあげると一番わかりやすいのですけれども、子育て支援のところをクリックすると児童福祉が出てきて、字ばかりがだあっと並んでいるのです。とにかく子育てに関する支援の内容が字でずっと並んでいて、そこをクリックするとまた字ばかりがずっと出てくるのです。ほかのまちはどうかという、いろいろイラストが入っていて、見るからに子育てに頑張っているな、見えやすくなっているというページに飛んでいくわけです。

これはもったいないです。市長が7,000万でやっていて、これだけ子育てをやっているのだと言っているのだけれども、それを理解してもらうためにはお父さん、お母さんたちに見やすいようにしなければならないではないですか。見やすくなって、実際その人たちが感じれば、うちの市長ってこんなに子育てのことを頑張ってくれているのだ。お母さんたちの口コミ、ママ友の口コミというのが大きくて、ああ、そうなのだ、では砂川に住もうかという話にもなり得るかもしれないではないですか。それは簡単にできることだと思うのです。でも、何かうちのまちってかたいのですよ、何事も。かたいし、情報発信が下手だし、だからそういう意味でいったらもったいないと思うし、せっかくこの決算のように大きな金額を使っているのだとすれば、それをいかに発信できるかということも1つ今後考えてほしいとも思うのです。

もう一つ残念なことは、これも市長の肝いりで働く人たちに砂川市の子育て支援として大きな事業なのですけれども、先ほどもまず第一に出てきた病児病後児保育の関係です。これも平成30年度の決算では1,100万円の予算になっております。大きな予算になっているのですけれども、これは最後のセーフティーネットだという話は前からあって、預けられる子供は1日3人しかいないという、これもわかっています。ただ、ここで私が残念だと思っているのは登録者数なのです。今回の事務報告書を見ると、病児病後児保育の登録者数は82名なのです。病児病後児保育は、保育所に通っていたり、病院の保育所だとか、幼稚園だとか、学童保育に通っている子供しか行かれないという施設ではあるのですけれども、この対象者って大ざっぱに何人ぐらいかという528人ぐらいはいるのです。病児病後児保育を使える子供たちという数です。だけれども、登録者は82名しかいないのです。これをパーセントに直すと15.5%にしかならないのです。せっかくいいものを行っているのに、これは登録していないとすぐ使えないのです。子供が大変だというときに、自分も対象者だし、預けられたらいいと思っても、登録していなかったら使えないのです、そのときに。

何で登録してくれないのかと思うのです。病児病後児保育は、民間に委託しているのだけれども、そこのホームページを見ると、毎月お便りを出しているし、このお便りを誰が見るのだろうとは思いつながら、一生懸命毎月出していて、それをアップして、その中身を見たりするのであるけれども、とにかく登録してください、登録してくださいと。そうです

よね、登録者が少ない限りは。この制度を知らないで登録していないのか、私はここに登録しなくてもおじいちゃん、おばあちゃんがいるし、どこか預けられるところがあるというところが多いものなのか。全くわからない状況です。これがずっと続いてきているのです。

私は、こういうことも非常にもったいないし、もっと知ってもらわないと、せっかくお金をかけているのにこれが伝わっていかないという2点目の話です。ここもできれば登録はとにかくするだけはしてもらおうように動いて行ってほしいと思います。結果的に言うと、延べの利用者数は1年間で127名なのです。でも、これは本当にセーフティーネットだし、これをなくしてほかのことをやれなんていうことにはならないのだけれども、そういう意味でいえばもっといい制度はいい制度として知ってもらおう努力をしてほしいと思います。

次に、最後にもう一個だけ言わせてください。こうしたらいいのではないかということです。市長もよく言います。砂川市では3歳未満の子供がいる世帯に燃やせるごみの袋の配付をしています。私は、これをかなり前にお話をしたというのも、そのときはえっ、こんなことやるのみたいな話は言われたのですけれども、これはやってよかったと非常に思っているのですけれども、ただ私がそのときやったほうがいいのではないのと言ったのは、ごみ袋を配付するのが大目的ではなく、配付すると同時に砂川市の子育て支援はどういうことをやっているのかを対象の世帯に伝えることが大きな目的なのです。ところが、砂川市はどうこのごみ袋を渡しているかという、窓口にとりにおいでなのです。窓口申請に来たら、ごみ袋を上げますという制度なのです。これは何でこんなに偉そうなのって私は思います。

きょうはこういう話になるかならないかわからなかったのですけれども、持ってきました。千歳市で紙おむつのごみ袋を配付しているというので、ずっと持っている段ボールなのですけれども、何もお金がかかっている箱ではないのですけれども、かわいい子供の絵が描いてあって、ここにごみ袋を入れて、千歳市のやっている子育てのいろいろなメニューもここに一緒に入れて送ってあげているのです。私は、これが届いたときと窓口にもらいに行くのと喜び方が全然違うと思うのです。私はこうやったらいいのではないのと話したつもりだったのですけれども、残念ながら砂川市は窓口にとりに来いになりました。これも大きなことだと思うのです。今3歳未満までですから、子供たちが小さい間3年間はこの段ボールが届くのですよ、その家庭に。届くと同時に、あければ子育てのメニューと一緒に冊子として入っているのです。3年間砂川市の子育ての中身を見る可能性が高くなるのです。そして、同じごみ袋だけれども、ごみ袋をもらったという感じには絶対なると思います。これは絶対違うと思いませんか、もらう側の立場になったときに。窓口におざわぎ行くのと、こんなお金のかからない段ボールなのだけれども、市から3年間届いたというこの感覚の違い。僕は、砂川市の行政にもこういう感覚を持っていただきたいと思

います。

もうこれ以上話しません。できれば決算ではなくても、もうそんなこと関係なく、市長、次のこと、次のことと言うけれども、市長はまだ市長になったばかりだから、あと3年何カ月もあるのだから、その間に砂川市の活性化がどんどん下がっていったら困るという思いの中で私はきょうお話をしたので、答弁があれば答弁をいただきたいと思います。

○議長 水島美喜子君 小黒弘議員の総括質疑に対する答弁は休憩後に行います。

10分間休憩します。

休憩 午後 1時59分

再開 午後 2時09分

○議長 水島美喜子君 休憩中の会議を開きます。

小黒弘議員の総括質疑に対する答弁を求めます。

市長。

○市長 善岡雅文君 総括ですので、そこから外れないようにしながらもある程度加味しながら。

私はけちくさいわけではなくて、金もあるようなないような、あるといえはあし、少ないといえは少ないのだけれども、周りを見ているとうちがすごくよく見えるので、ついつい勘違いしがちなのですけれども、本来的には財政力指数が弱いものですから、交付税頼みの町で、経常収支比率を1位にしたから余裕ができて、できるというだけで、ふるさと納税がパンクしたり、急になくなったり、臨時財政対策債をすぐ返せとなってくると、ほかは死んでしまって、うちが死ぬ一步手前のところまでいくような感じのところまで今やっているというのが実態ですから、余り走り過ぎると、次の世代に迷惑をかけないようにしながら、まだ任期が私は始まったばかりですから、どこまでどうやっていくかは、それも踏まえながら議員の皆さんと十分協議しながらやっていきたいと思っています。これでよろしいでしょうか。

○議長 水島美喜子君 他に発言ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第10号の総括質疑を終わります。

続いて、議案第11号の総括質疑に入ります。

質疑ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第11号の総括質疑を終わります。

続いて、議案第12号の総括質疑に入ります。

質疑ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第12号の総括質疑を終わります。

続いて、議案第13号の総括質疑に入ります。
質疑ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第13号の総括質疑を終わります。
続いて、議案第14号の総括質疑に入ります。
質疑ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第14号の総括質疑を終わります。
続いて、議案第15号の総括質疑に入ります。
質疑ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第15号の総括質疑を終わります。
以上で各議案に対する総括質疑を終わります。
お諮りします。

ただいま議題となっております6議案は、11名をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して閉会中継続審査を行うことにしたいと思っております。このことにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、そのように決定しました。

ただいま設置されました決算審査特別委員会委員の選任については、砂川市議会委員会条例第8条の規定に基づき、議長が指名します。

決算審査特別委員会委員に飯澤明彦議員、小黒弘議員、北谷文夫議員、沢田広志議員、高田浩子議員、多比良和伸議員、辻勲議員、永関博紀議員、中道博武議員、増井浩一議員、増山裕司議員、以上のとおり指名いたします。

◎日程第5 報告第1号 平成30年度砂川市健全化判断比率の報告について

○議長 水島美喜子君 日程第5、報告第1号 平成30年度砂川市健全化判断比率の報告についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君（登壇） 報告第1号 平成30年度砂川市健全化判断比率の報告についてご説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、平成30年度健全化判断比率を監査委員の意見を付して報告するものであります。

平成30年度の各健全化判断比率でございますが、①、実質赤字比率は、一般会計等の

実質赤字額の標準財政規模に対する比率であります。②、連結実質赤字比率は、全会計を対象とした実質赤字、資金不足額の標準財政規模に対する比率であります。③、実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金、準元利償還金の標準財政規模に対する比率であります。④、将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であります。各健全化判断比率につきましては、表の右欄に記載の早期健全化基準を下回っているものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 水島美喜子君 以上で提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

以上で報告第1号を終わります。

◎日程第6 報告第2号 平成30年度砂川市下水道事業の資金不足比率の報告
について

報告第3号 平成30年度砂川市病院事業の資金不足比率の報告に
ついて

○議長 水島美喜子君 日程第6、報告第2号 平成30年度砂川市下水道事業の資金不足比率の報告について、報告第3号 平成30年度砂川市病院事業の資金不足比率の報告についての2件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長 近藤恭史君（登壇） 報告第2号 平成30年度砂川市下水道事業の資金不足比率の報告についてご説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、平成30年度砂川市下水道事業の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、別紙のとおり審査意見書が提出されましたので、資金不足比率について報告をするものであります。

平成30年度砂川市下水道事業特別会計決算においては、歳入総額6億5,736万6,913円に対し、歳出総額6億1,824万3,000円で、3,912万3,913円

の剰余額となり、資金不足額が生じないことから、資金不足比率は発生しないものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 水島美喜子君 病院事務局長。

○病院事務局長 朝日紀博君（登壇） 報告第3号 平成30年度砂川市病院事業の資金不足比率の報告についてご説明を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、平成30年度砂川市病院事業の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、別紙のとおり審査意見書が提出されましたので、資金不足比率について報告するものであります。

平成30年度病院事業会計の決算では、流動資産は38億3,363万4,116円となり、流動負債は18億8,255万9,296円から流動負債として整理した企業債9億4,902万1,320円を控除した額9億3,353万7,976円となることから、資金不足額が生じないため、資金不足比率は発生しないものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長 水島美喜子君 以上で提案説明を終わります。

これより報告第2号及び第3号の一括質疑に入ります。

質疑ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

以上で報告第2号及び第3号を終わります。

◎日程第7 選挙第1号 砂川市選挙管理委員会委員の選挙について

○議長 水島美喜子君 日程第7、選挙第1号 砂川市選挙管理委員会委員の選挙についてを議題とします。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。このことにご異議はありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。このことにご異議はありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員会委員には、岩崎誠さん、信太英樹さん、千葉美由紀さん、中村和弘さんを指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました岩崎誠さん、信太英樹さん、千葉美由紀さん、中村和弘さんを選挙管理委員会委員の当選人と定めることにご異議はありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、ただいま指名したとおり当選人を決定いたしました。

◎日程第8 選挙第2号 砂川市選挙管理委員会委員の補充員選挙について

○議長 水島美喜子君 日程第8、選挙第2号 砂川市選挙管理委員会委員の補充員選挙についてを議題とします。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。このことにご異議はありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。このことにご異議はありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員会委員の補充員には、奥山一俊さん、阿部憲人さん、及川昌子さん、佐藤勝さんを指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました奥山一俊さん、阿部憲人さん、及川昌子さん、佐藤勝さんを選挙管理委員会委員の補充員の当選人と定めることにご異議はありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、ただいま指名したとおり当選人を決定いたしました。

お諮りします。

補充員の順序は、ただいま議長が指名した順序にしたいと思います。このことにご異議はありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、ただいま議長が指名した順序に決定いたしました。

◎日程第9 報告第4号 監査報告

報告第5号 例月出納検査報告

○議長 水島美喜子君 日程第9、報告第4号 監査報告、報告第5号 例月出納検査報告の2件を一括議題といたします。

監査報告及び例月出納検査報告は、文書で配付のとおりであります。

これより報告第4号及び第5号の一括質疑に入ります。

質疑ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

以上で報告第4号及び第5号を終わります。

◎日程第10 意見案第1号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実
・強化を求める意見書について

○議長 水島美喜子君 日程第10、意見案第1号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

〔「説明省略」と呼ぶ者あり〕

説明省略とのことではありますが、説明省略にご異議はありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、説明を省略いたします。

これより意見案第1号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。

討論ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、意見案第1号を採決いたします。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長 水島美喜子君 これにて日程の全てを終了いたしました。

令和元年第3回砂川市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 2時25分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和元年9月11日

砂川市議会議長

砂川市議会議員

砂川市議会議員